

黒潮町総合戦略
【令和7年度～令和9年度】

令和7年3月 策定



目 次

はじめに.....	1
第1章 黒潮町総合戦略の策定にあたって	
1. 総合戦略の策定.....	2
2. 将来目標.....	2
3. 将来目標の実現に向けた各基本計画の構成.....	3
4. 政策の企画・実行に当たっての基本方針.....	3
5. 戦略期間.....	4
第2章 黒潮町の現状（人口ビジョンの推計と2020年の国勢調査結果）	6
1. 黒潮町の総人口の推移とその影響.....	6
2. 現状の人口分析のまとめ.....	15
第一部 創生基本計画.....	17
第1章 黒潮町創生に関する基本的な考え方	
1. 創生基本計画の概要.....	18
2. 計画実施に当たっての基本的な考え方.....	18
3. 目指す姿（地域ビジョン）	20
4. 基本的な視点.....	20
5. 基本目標.....	21
第2章 創生基本計画の企画・実行に当たっての留意事項	
1. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則と新たな6つの視点.....	22
2. 推進体制とPDCAサイクル.....	23
第3章 基本目標と施策の方向性・具体的事業	
基本目標1 地産外商により安定した雇用を創出する.....	24
基本目標2 新しい人の流れをつくる.....	34
基本目標3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える.....	37
基本目標4 地域とともに安心して暮らし続けられる環境を作る.....	40

第二部 医療・福祉基本計画	44
第1章 医療・福祉に関する基本的な考え方	
1. 医療・福祉を取り巻く現状認識と基本目標	45
2. 基本目標の考え方	45
3. 本計画とその他計画との関係	50
第2章 施策の方向性・具体的事業	
1. 地域とともに安心して暮らし続けられる環境づくり	51
2. 「黒潮町版地域包括ケアシステム」の構築	62
第三部 教育基本計画	66
第1章 教育に関する基本的な考え方	
1. はじめに	67
2. 黒潮町の教育	68
3. 基本理念	72
4. 目指す児童生徒像	73
5. 基本目標（目指す児童生徒造を実現するための基本目標）	73
6. 基本方針	73
第2章 施策の方向性（プロジェクト）	
1. プロジェクト	75
第四部 防災基本計画	80
第1章 黒潮町の防災に関する基本的な考え方	
1. 基本的な考え方	81
2. 重点を置くべき事項	81
第2章 施策の方向性・具体的事業	
1. 南海トラフ地震・津波対策	84
2. 一般災害対策	91
3. 総合的対策	93

はじめに

第1章 黒潮町総合戦略の策定にあたって

1. 総合戦略の策定

黒潮町では、2008年から「黒潮町総合振興計画」を町の最上位計画と位置づけ、2017年度までの町の進むべき方向と主要施策及び重点施策を示してきた。しかし、その後、地域主権改革の一環として行われた地方自治法の改正により、当該振興計画の根拠であった同法第2条第4項が削除となり、市町村の基本構想の策定義務が廃止されることとなった。

そこで、本町では、2014年に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき策定した「黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、本町の政策全般にまたがる総合戦略と位置づけて各種の取組を行うとともに、2017年度で総合振興計画が計画期間を迎えることから、総合振興計画の内容を発展・昇華させ、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略を含んだ本町の新たな総合戦略を2018年度に策定した。

今般、2024年度において本戦略が計画期間を迎えることから、2025年度からの次期計画へ切れ目なくつなげていくために黒潮町総合戦略を策定し、本戦略に沿って、町が一丸となって戦略の実行を図ることで2060年町人口6,800人の達成を目指す。

2. 将来目標

本町の将来目標として、「目指す姿（地域ビジョン）」と「目標人口」を設定します。

（1）目指す姿（地域ビジョン）

「人が元気、自然が元気、地域が元気」な黒潮町

を本町の目指す将来像とする。

これは、2008年に策定した「黒潮町総合振興計画」において定めた基本理念である「人が元気、自然が元気、地域が元気」という目指す姿に加えて、人と暮らしを大切にしまちが成長し続け、時代が変化する中でもここで暮らし、これからの黒潮町のカタチを創ることを目指すものです。

建物がなくても、長さ4キロメートルの砂浜、目の前に広がる太平洋、背後に続く松原など、地域住民が大切にしてきた自然そのままを、頭の中で美術館にすることで新しい価値観を創造するという考え方は、人と自然のつきあい方を求めてきたこれまでの取り組みの中で、本町における「まちづくりの理念」として定着している。また、地域産業の歴史から創設された「黒潮一番地」とカツオ文化を伝承する活動は、本町の地域個性を飛躍的に高めてきており、黒潮町のまちづくりにとって大切なことは、理念や地域個性のエキスを再構築して、目指す姿の将来像を描きな

がら、住民と行政が協働して、暮らしやすく、豊かさと賑わいのある「ふるさと黒潮町」を築き上げていきたいという思いが込められている。

(2) 目標人口

2060年に6,800人程度を維持する

3. 将来目標の実現に向けた各基本計画の構成

社会情勢の大きな変化として、団塊の世代が後期高齢者に到達する、いわゆる「2025年問題」を迎え、高齢化が加速化することが見込まれています。また、SDGsのように世界規模の取組が求められています。

こうした状況の中で、今後の取組の方向性については、将来目標である2060年を見据え、引き続き、「黒潮町総合戦略」は、産業振興を中心とする創生基本計画に加え、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4部で構成し、本町が将来の人口減少克服・地方創生を達成するために特に重要と考える4つの事業領域について、町の基本的な考え方、重点的に取り組む政策・施策・事務事業をそれぞれ記述し取り組むこととします。

4. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

(1) 従来の方針の検証

従来講じられてきた地域経済・雇用対策や少子化対策が抱える以下の5つの課題は、本戦略においても引き続き対応が求められる。

① 各課・制度ごとの「縦割り」構造

本町が直面する様々な行政課題を解決していくためには、課単独による解決が難しい場合も多い。各課の「縦割り」を超えて問題意識を共有し、課題に対しどのようなアプローチが考えられるか組織全体で解決策を模索することが重要である。

② 本町の地域特性を考慮しない「全国一律」の手法

本町で抱える行政課題と同様の課題を抱える市町村は全国に複数ある。しかし、それらの課題の要因までもが必ずしも一致しているとは限らない。その認識をもって、単に他の市町村の施策例をそのまま本町に当てはめるのではなく、本町の地域特性を踏まえてブラッシュアップした政策・施策に仕上げていくことが重要である。

③ 効果検証を伴わない「バラマキ」

財源が限られている中、効果検証を客観的・具体的なデータに基づいて行う仕組みが整っていない施策は「バラマキ」との批判を受けやすい。特に産業振興においては、適切かつ客観的な効果検証と運用を踏まえた見直しを重ね、真に効果のある

政策・施策を展開していくことが重要である。

④ 地域に浸透しない「表面的」な施策

従来の施策の中には、対処療法にとどまり構造的な問題への処方箋としては改善の余地があるものが見受けられる。本町が直面する課題の要因がどこにあるのかをよく分析し、課題の根本部分に対する施策を講じていくことが重要である。

⑤ 「短期的」な成果を求める施策

政策が効果を出すためには、一定の時間が必要になる。政策・施策の実行には、中長期的な展望やプランをもって施策の進捗を管理していくことが重要である。

(2) PDCAサイクルによる進捗管理

黒潮町総合戦略では、予算編成と密接に連携したPDCAサイクルによる進捗管理体制を確立する。また、施策・事業の検証を踏まえ、必要に応じて計画の改訂を行っていく。

① 総合戦略の策定

本町共通の課題である人口減少・少子高齢化社会に対応していくため、町の基本政策・施策に横串を通す新たな黒潮町総合戦略を策定する。戦略の運用にあたっては、職員の行動指針となるよう具体的な記述に努めるとともに、戦略に基づく事務の執行を担保するために毎年度の予算編成の基準とする。

② アクションプランによる年度ごとの進捗管理

総合戦略に基づく取組を実効性の高いものとしていくため、毎年度、黒潮町総合戦略アクションプランを策定し、各種施策・事業の実施状況や効果の把握に加え、次年度の事業の改善点等について検証する。

③ 事業計画協議・予算編成プロセス

総合戦略及びアクションプランの策定、事業計画の策定・協議、予算編成プロセスと戦略と事業実施を密接に関連させることにより、戦略を着実に実行していく。

(3) 地域間連携の推進

成果をより広がりのあるものとするため、官民協働の取り組みに加え、高知県と方向性を合わせて連携・協調し、必要に応じて近隣市町村とも広域連携に向けた検討・調整を進めていく。

5. 計画期間

黒潮町総合戦略の計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とする。

なお、各施策の進捗や社会情勢、社会構造などの状況変化があった場合には、状況に応じて柔軟に各計画の内容を見直すものとする。

第2章 黒潮町の現状（人口ビジョンの推計と2020年の国勢調査結果）

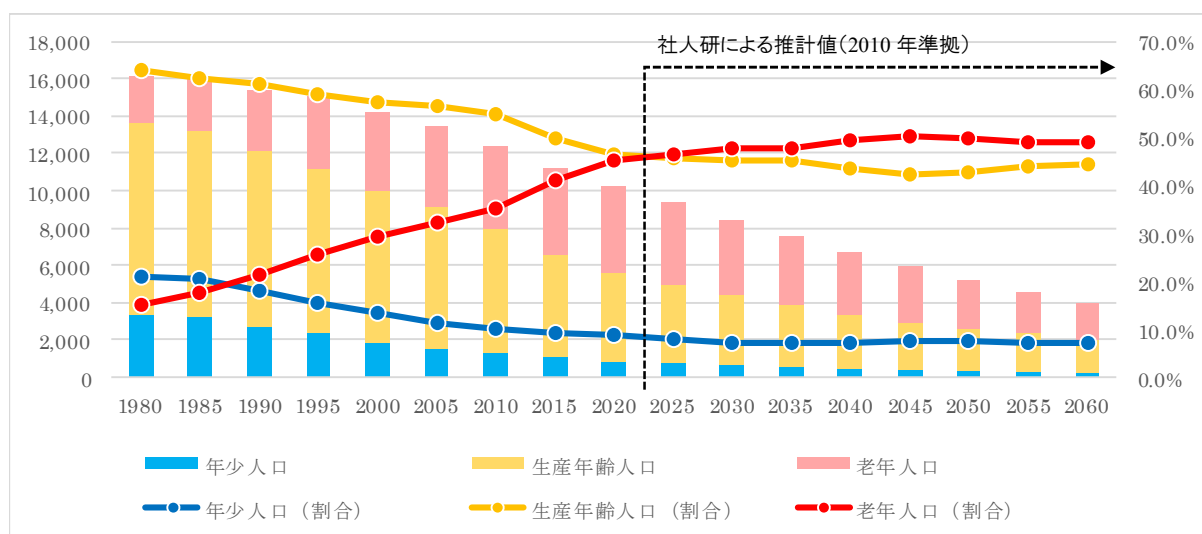
1. 黒潮町の総人口の推移とその影響

本町の人口は、国立社会保障・社会人口問題研究所（以下、「社人研」）によれば、2010年国勢調査に基づく推計では2060年に総人口3,992人にまで減少するとされたが、続く2015年国勢調査に基づく推計では2060年には2,886人にまで減少すると見込まれる。

また、単純に全体の人口が減少というだけでなく年齢構成も大きく変化し、総人口に占める年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合がともに低下して、老年人口（65歳以上）割合は上昇する見込みである。推計人口では、2025年に老年人口が生産年齢人口を上回り、2040年以降には町の総人口の約半数を老年人口が占めると予想される。

このような総人口の推移は、消費市場の縮小に伴う小売店の撤退・消滅、少子高齢化による労働者全体の平均年齢の上昇と後継者不足による産業規模の縮小など、様々な変化を招くことになる。各地区においても、地域活動や行事の衰退・消滅、地域によってはコミュニティそのものが衰退・消滅に至ることも考えられる。こうした状況のなか、町の総人口の減少と少子高齢化の進展により、町の財政は逼迫し、現在の行政サービスを維持していくことは困難と考えられ、公共施設の再編・統廃合や生活インフラの維持・整備の遅れ、各種費用負担の増額など、町民生活に直結するレベルの様々な影響が懸念される。

このような事態を回避するため、現在の人口減少に歯止めをかけるという対症療法的な施策のみならず、産業振興による若い担い手世代やU・Iターン者の積極的な受け入れを促進し、将来の町内定住者を増やす取組を展開することが急務となっている。



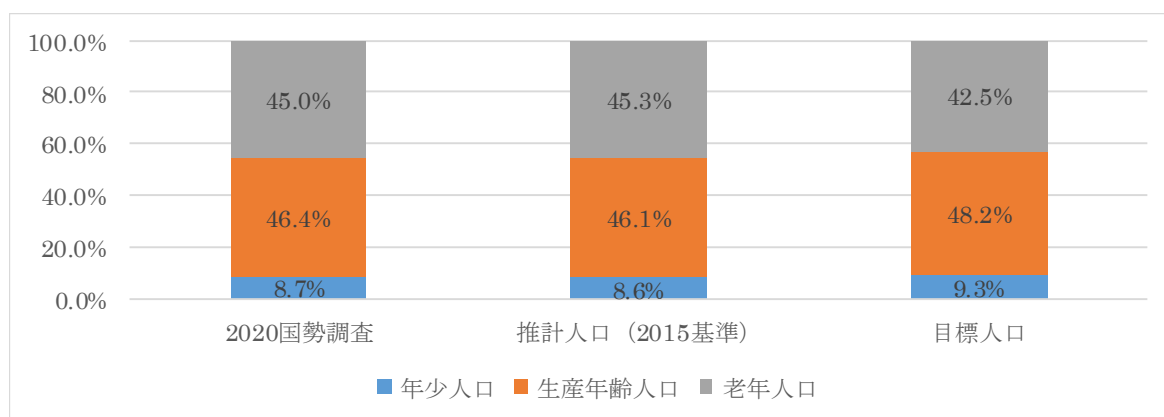
※2020年までは国勢調査の実績値。2025年以降は2010年の国勢調査に基づく社人研推計値（2060年に3,992人）

■人口推計及び2020年国勢調査との比較

2020年の国勢調査による確定値によれば、本町の総人口は10,262人となった。人口ビジョンに掲げる目標人口10,753人からは乖離があるが、社人研が2015年の国勢調査を基に算出した推計値10,064人を上回り、2015～2019年度の5年間の取り組みが本町の人口減少抑制に効果を示した結果となっている。

人口減少の改善は短期間では効果が得られないことから、継続して対策に着手するとともに重層的に施策を講じることで、少しずつ目標人口に近づけていくしかないことに留意する必要がある。

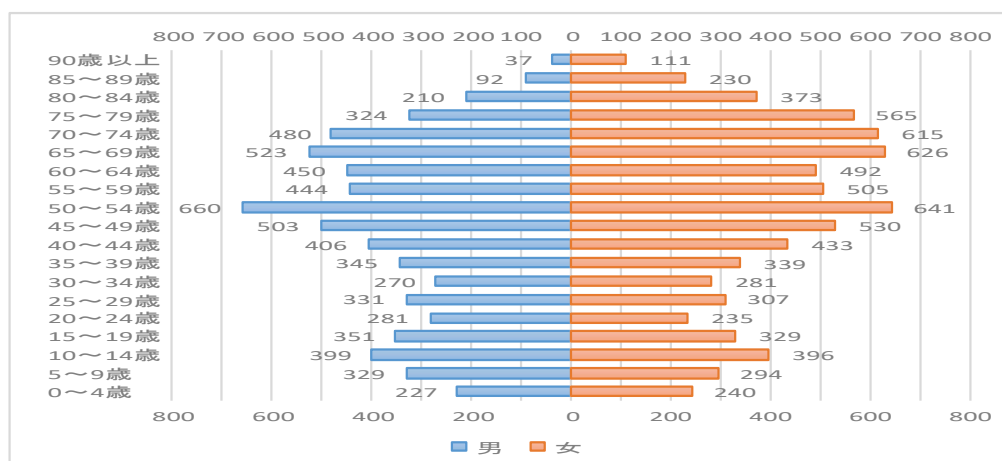
2020年国勢調査結果との比較



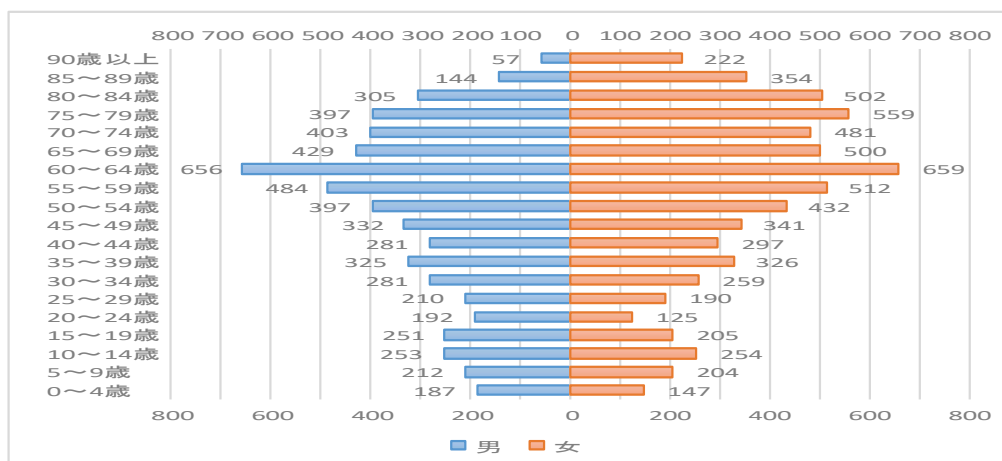
■黒潮町の人口ピラミッド【2020（令和2）年】

5歳階級男女別の人口構成の推移をみると、2000年（平成12年）では男女ともに50～54歳の年齢層がボリュームゾーンとなっており、10年後の2010年（平成22年）では60～64歳が、更に10年後の2020年（令和2年）には70～74歳がボリュームゾーンにスライドするとともに、30歳未満の人口が男女ともに少なくなり、特に女性人口の減少が見られる。

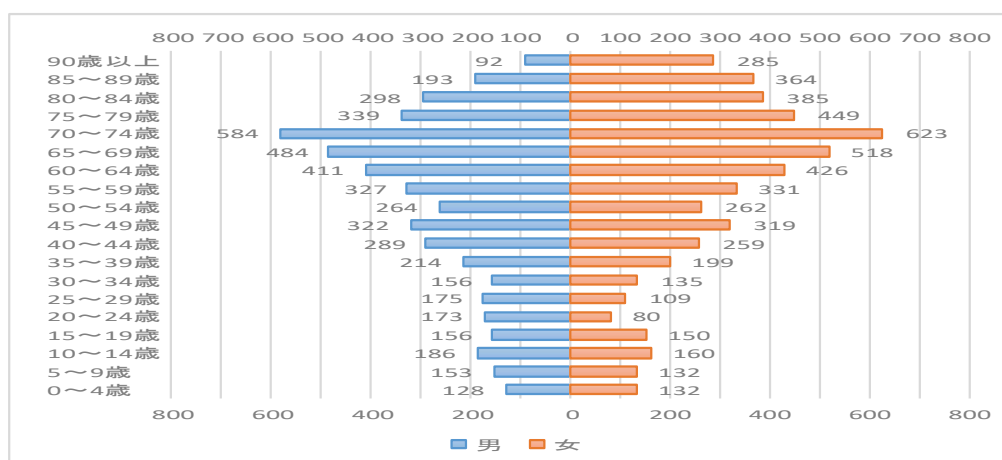
2000年（平成12年）



2010 年（平成 22 年）



2020 年（令和 2 年）

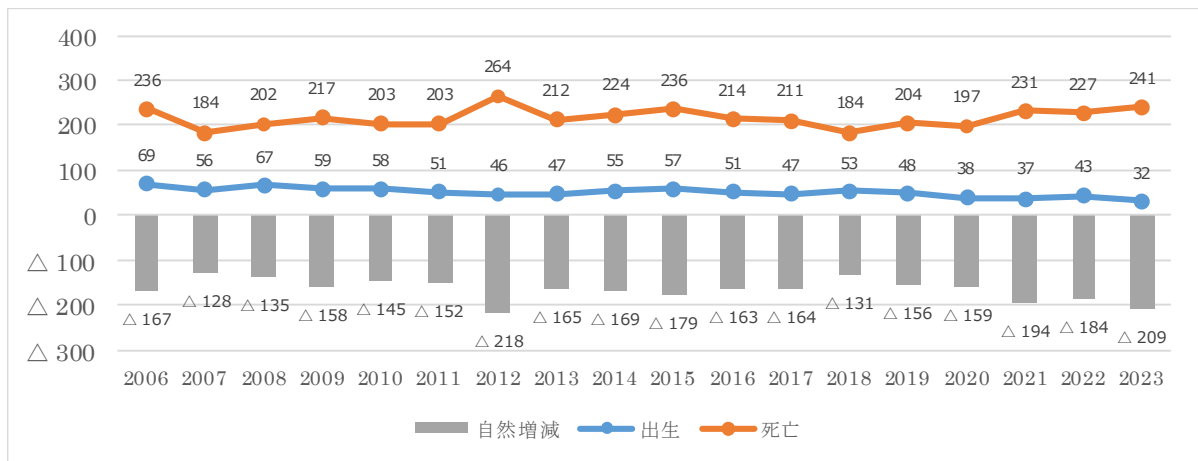


※出典：国勢調査

（１）自然増減

■出生数・死亡数の推移

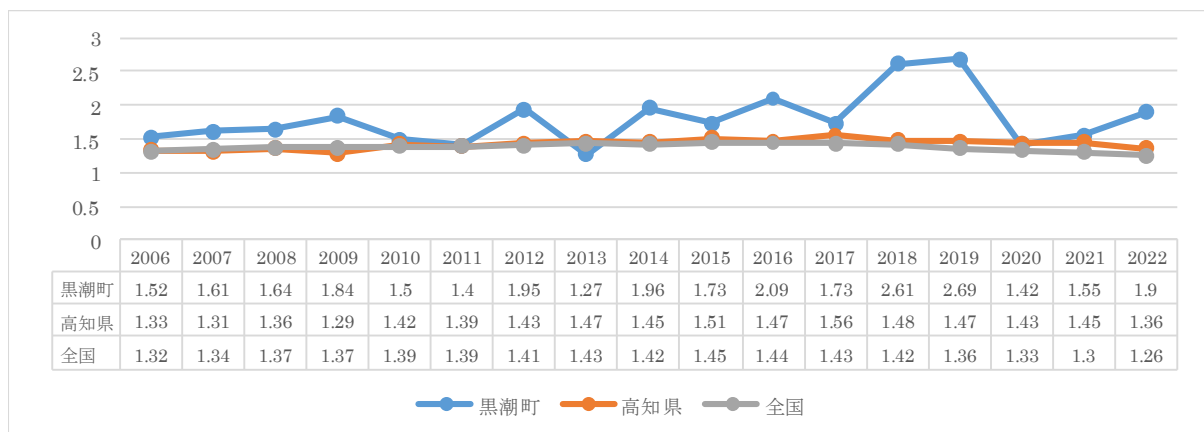
出生・死亡の推移をみると、新町が誕生した2006年（平成18年）から2023年（令和5年）まで、死亡数が出生数を上回っている自然減が常態化している。死亡数は2012年（平成24年）の264人を頂点に2018年（平成30年）までは減少傾向にあったが、2019年（令和元年）からはバラツキはあるものの増加傾向にある。一方で、出生数は2006年（平成18年）の69人を頂点に徐々に減少し続け、2020年（令和2年）には40人を下回り2023年（令和5年）には32人となり、2006年（平成18年）からおよそ1/2にまで減少している。出生数から死亡数を差し引いた自然増減の推移は、死亡数が増加し出生数が減少しているため、2021年（令和3年）以降は増加して差が広がっている。



※住民基本台帳

■合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、人口を長期的に一定保てる水準（人口置換水準）2.07を越える年度もあり、地方創生に取り組み始めた2015年（平成27年）以降に3回を記録したことは評価できると考えるが、全体的には人口置換水準からは大きく乖離がある状況にある。



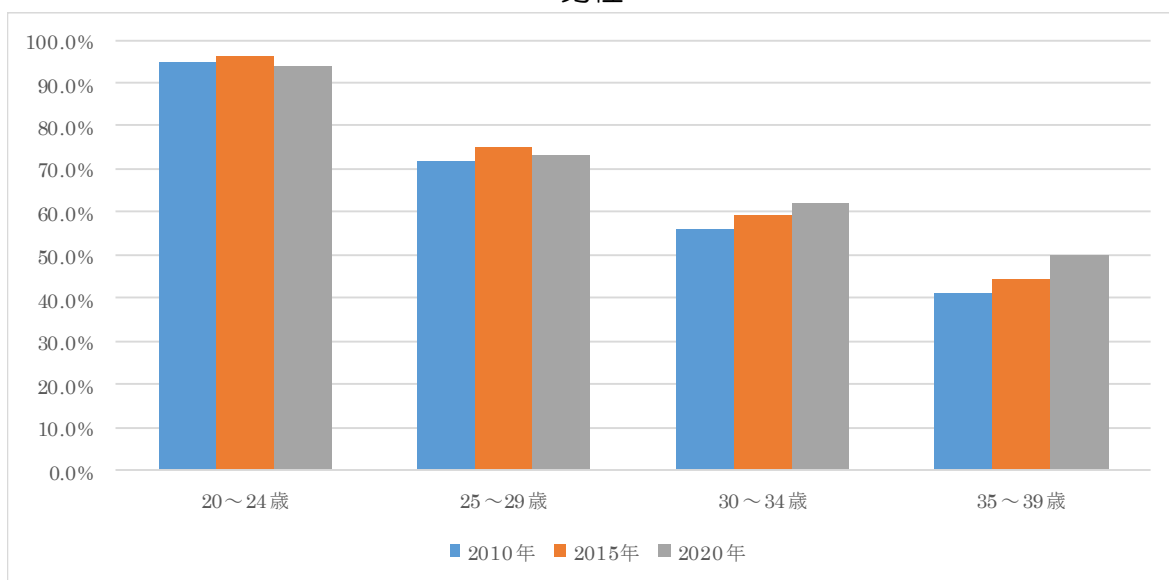
■未婚率の推移（20～39歳）

また、出生数に着目するだけでなく、その両親となる世代、若年層における動向にも注意が必要である。20歳から39歳の未婚率は年齢階級別に見ると2010年からの10年間で男性は30歳代が上昇傾向にある。一方、女性は20～24歳の階級で増加しているものの、その他の階級では微減しており未婚率は横ばいで推移（201

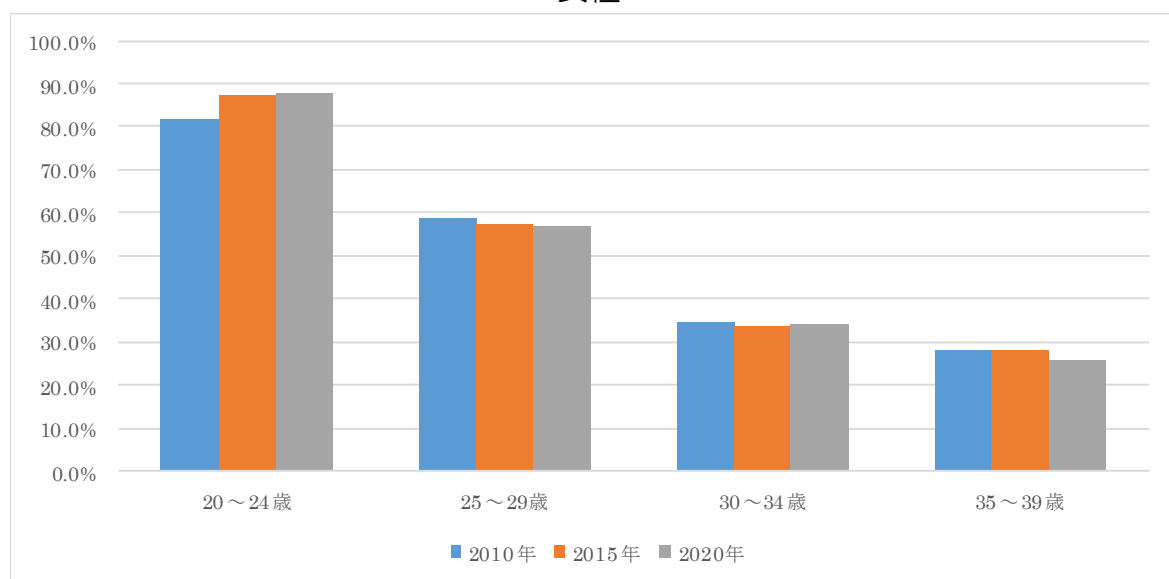
しているため、女性に比べて男性の未婚化が著しいと考えられる。

出生数の減少は将来人口に直接影響することから、対処すべき行政課題として優先順位が高く位置づけられる一方、短期間での政策効果が得にくく、効果のある施策の特定が難しい。町人口の減少が続く中、まずは20歳から39歳の婚姻率の上昇を目指し、若い男女が結婚・出産の希望を叶えられる環境、子どもを産み育てやすい環境を作っていくことが重要と考えられる。

男性



女性

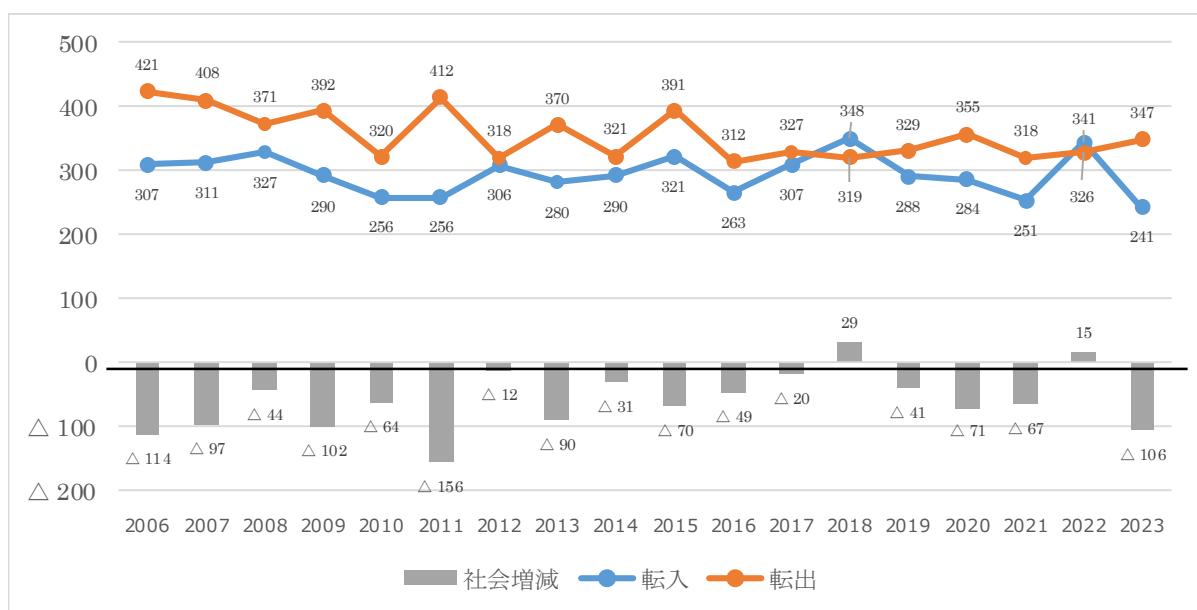


(2) 社会増減

■転入・転出の推移

転出数は、2006年に421人を頂点に増減を繰り返しながらゆるやかに減少しているが、近年は340人前後の転出となっている。

転入数は、250～300人の間で推移しながら、転出と同じく増減を繰り返しつつ緩やかに減少し、2023年には241人の転入となりました。転入・転出の差については、2015年に地方創生の取組みを始めて、2018年と2022年に転入超過となったが、その他の年には転出超過となり、特に最新の2023年は転出超過が100人を超える結果という厳しい状況となっている。死亡数が出生数を上回る自然減が進む中、可能な限り社会増減の改善を図っていくことが重要である。



※人口動態

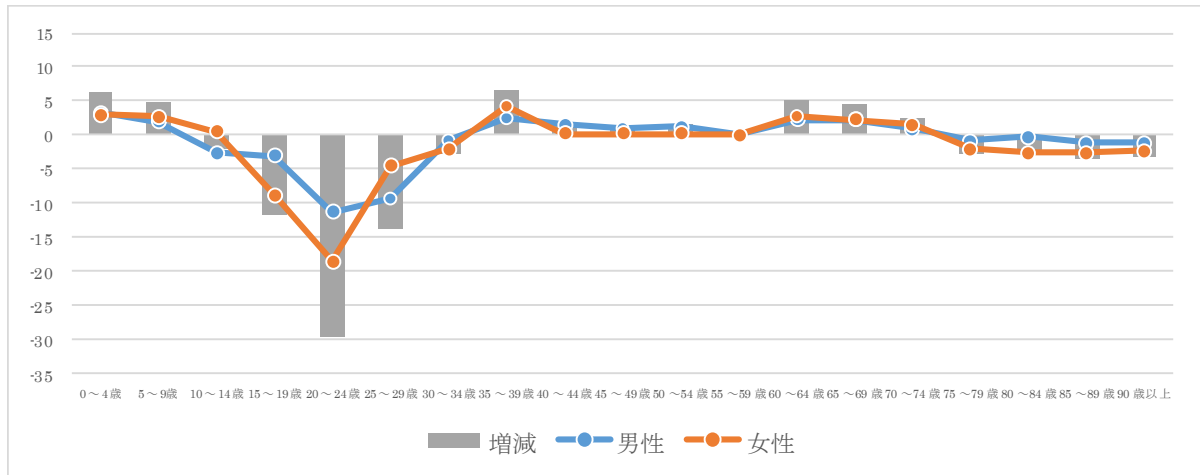
■年齢階級別男女の社会増減状況（R2～R5の平均）

2020～2023年の4年間平均による年齢階級別移動状況をみると、0～4歳、5～9歳、35歳以上の年代で転入超過または同数となっており、30代の子育て世帯や定年退職等をきっかけとした転入が多い状況にあると言える。

逆に、15～19歳、20～24歳の年代は大きく転出超過となっており、いずれも高校卒業から大学進学、大学卒業から就職をきっかけに転出しているものと考えられる。特に、男性に比べて女性の転出が多く、進学・就職において女性が町内にとどまる機会が少ないことが伺える。

地方から都市部への女性の流出は、社会減のみならず、自然減の大きな要因にもなるため、若者や子育て世代が地域に住み続けられるよう必要があります。なお、一定程度は婚姻に伴う転出が生じることを考慮するならば、女性の転出を抑制する取組以上に、Uターンを含めた女性の転入を促進する取組に注力することもひとつと考える。

将来に向けて社会増減の改善を図っていくには、子育て世帯の受入を積極的に進めるとともに、若年層の地元定着やUターンによる地元回帰を促進する取り組みを展開する必要がある。



※住民基本台帳

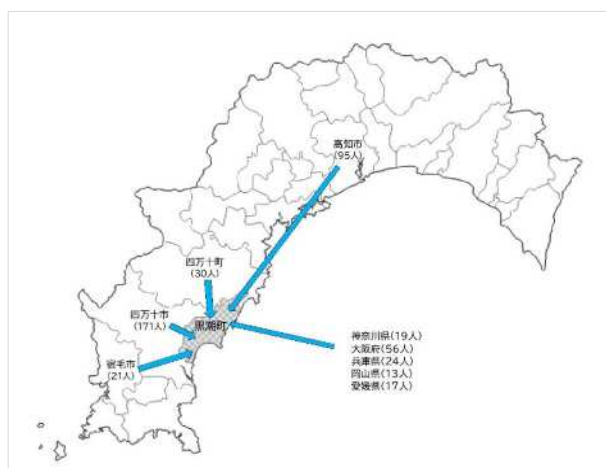
■黒潮町と県内市町村や他都道府県との移動状況

黒潮町と県内市町村との間の転入、転出について 2015年（平成27年）から2020年（令和2年）の5年間の状況をみると、転入は四万十市からが171人と最も多く、次いで高知市95人、四万十町30人となっている。また、他都道府県でみると、大阪府56人、兵庫県24人、神奈川県19人となっている。

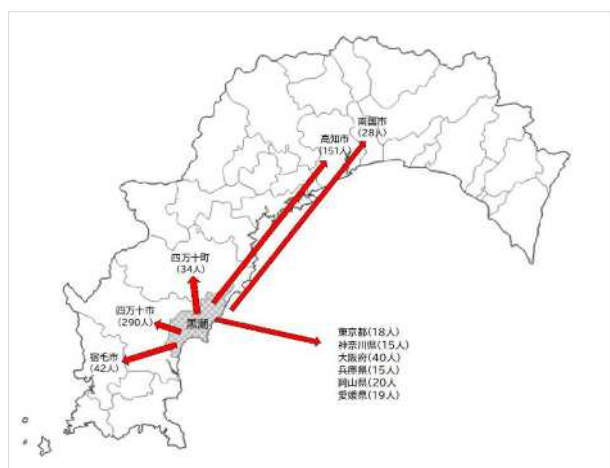
一方で、転出は四万十市が290人と転入と同様に最も多く、次いで高知市151人、宿毛市42人となっている。また、他都道府県でみると、大阪府40人、岡山県20人、愛媛県15人という状況である。

県内市町村では、四万十市や高知市での移動が主であり転出超過となっているが、他都道府県では関西方面への移動が多く、大阪府などからは転入超過の傾向にあり、5年前と概ね変わっていない。

他市町村等との移動状況（転入）



他市町村との移動状況（転出）

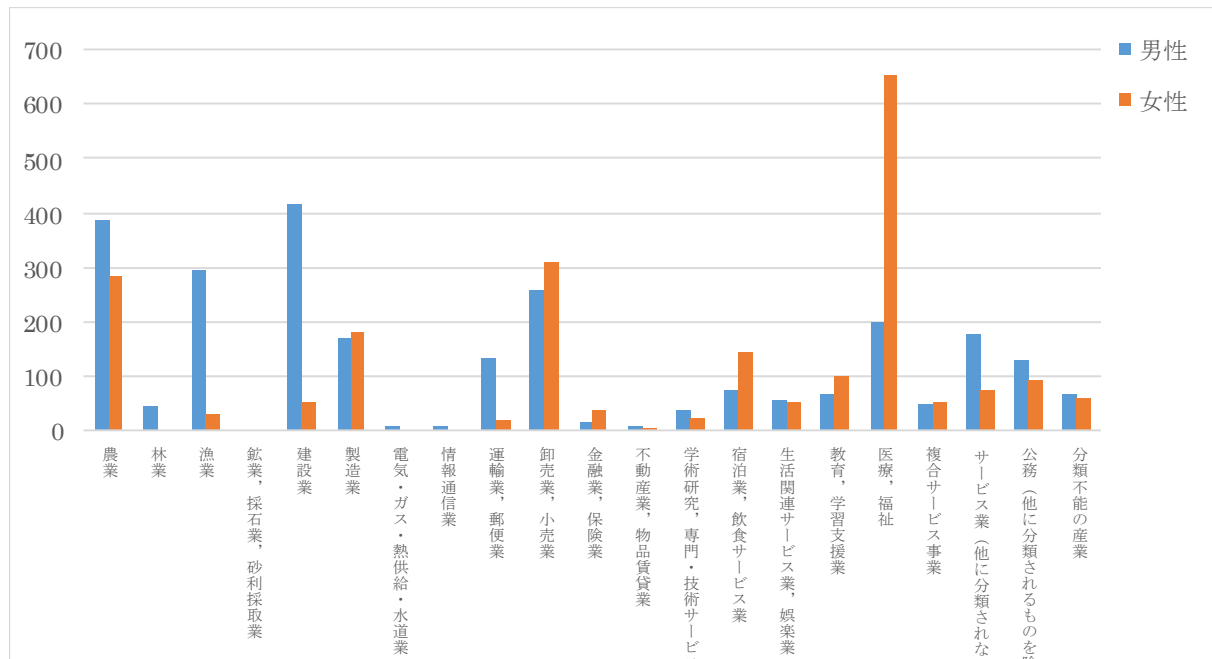


(3) 産業構造

■男女別産業人口の状況就業の状況

黒潮町の産業別就業人口を性別でみると、男性は建設業が416人で最も多く、次いで、農業が388人、漁業が296人となっている。女性は、医療・福祉が654人で最も多く、次いで、卸売業・小売業が309人、農業が285人となっている。

今後、これまでと同様に減少傾向が続くとすると、これらの業界において担い手不足が深刻化することとなる。



■年齢階級別産業人口の状況

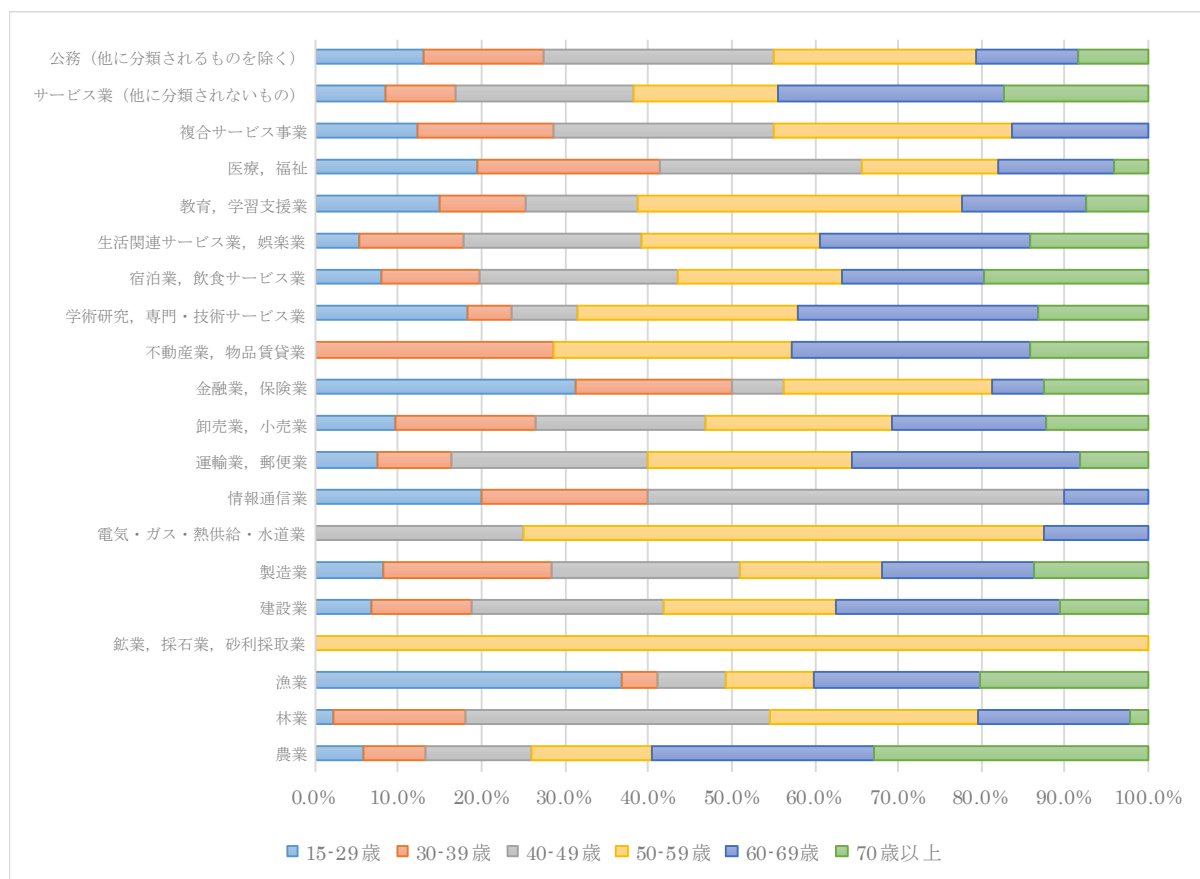
各産業従業者の年齢階級別構成比をみると、男性では就業者数が多い農業は60歳以上が占める割合が約7割と多く、漁業や建設業に関しては40歳未満が約5割を占めている状況にある。

一方で、女性は就業者数の多い医療・福祉や卸売業・小売業において40歳未満が約5割を占めているが、農業に関しては60歳以上が63.7%という結果となっている。

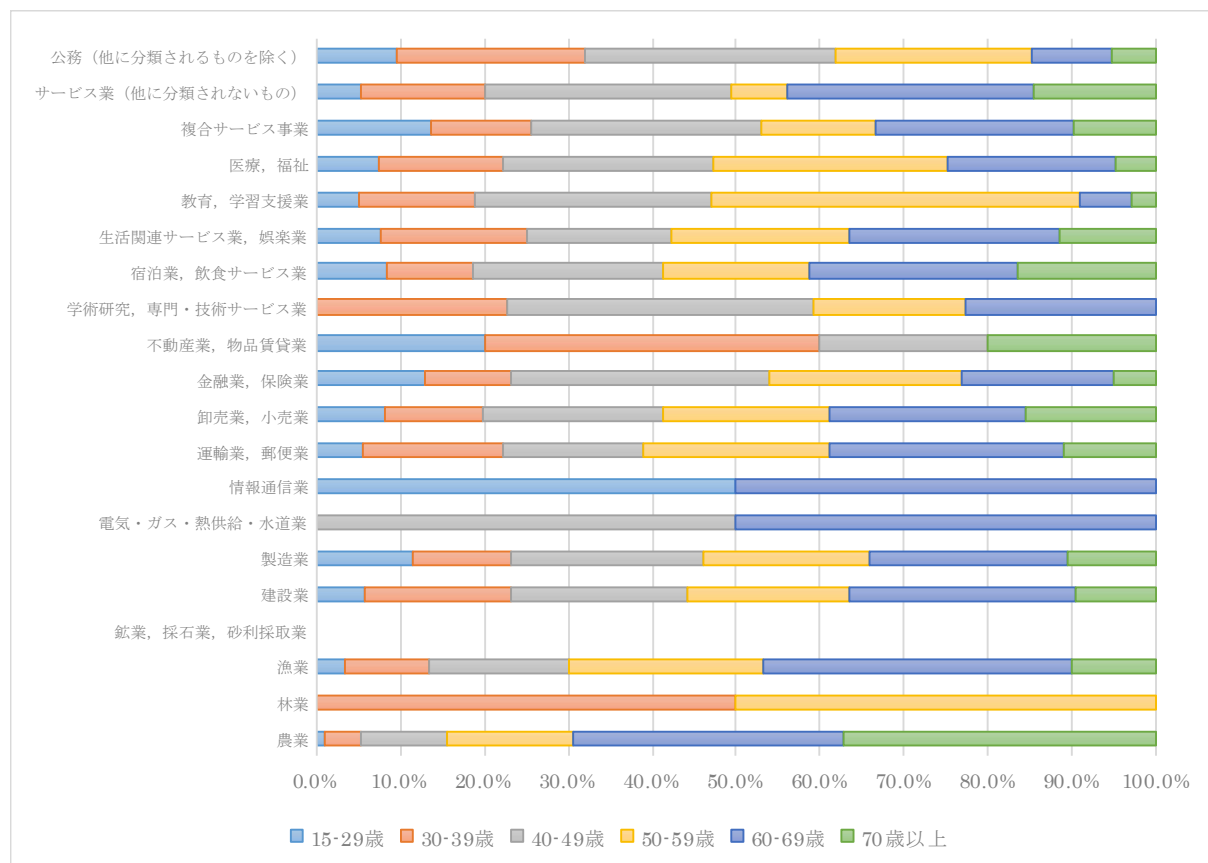
本町の基幹産業である農業は、今後、高齢化がさらに進んでいくことが予測されることから、新規就業者や担い手の育成に力を入れ、持続的に成長させていく必要があります。

また、全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、将来にわたり産業の継続と発展を図るためには、若年世代を中心とした人材確保は共通の課題であり、その他の分野においても雇用の場の確保をしっかりと進めていく必要があります。

年齢階級別産業人口の割合（男性） 2020年



年齢階級別産業人口（女性） 2020年



2. 現状の人口分析のまとめ

〔課題① 人口減少 ―続く人口の減少予測―〕

令和2年に実施した国勢調査結果では本町の総人口は10,262人と、平成27年の国勢調査結果により国立社会保障・人口問題研究所より公表された日本の地域別人口推計からは一定の改善が見られるが、その推計では黒潮町の総人口は、令和42（2060）年には2,891人まで減少し、令和2（2020）年と比べると約71%減少するとされています。

〔解決の方向性〕

全国的に人口が減少している中、人口減少は免れないものの、引き続き、行政のみならず町民・企業等、本町を構成するすべての主体が人口減少問題に対する認識を持ち、一体となって取り組むことで、人口減少を和らげることを目指します。

〔課題② 出生・結婚 ―出生数の減少と未婚化・晩婚化―〕

出生数は平成18年度の69人をピークに減少傾向にあり近年は40人を下回り、自然増減は死亡数が出生数を常に上回っている状況にあります。また、未婚化・晩婚化が進んでいる状況にあることから、このままでは、今後も出生数が減少することが予測されます。

〔解決の方向性〕

経済力の向上や雇用形態の安定などが希望する結婚や出産につながるため、町内における雇用創出は必要不可欠なものと考えられます。そして、本町の特色である充実した子育て支援を継続して展開することが、結婚や出産の後押しとなると考えられます。

〔課題③ 転入・転出 ―続く転出超過傾向―〕

本町の社会増減は、平成30年度と令和4年度では転入数が上回る転入超過となった年度があるものの、転出超過の状況にあります。また、年齢別にみた場合、20～24歳の年代での転出超過が最も多くなっています。

〔解決の方向性〕

町内事業者の情報発信、地場産業の振興など、働く場の確保をはじめとした就労環境の整備や保育サービス及び教育そのものの充実により、若い世代を含め、活力ある経済活動を営んでいける環境を形成していくことが重要です。

〔課題④ 仕事・雇用 ―多様な就労環境の不足―〕

少子高齢化が進行し労働力人口が減少すると、地域経済の縮小をもたらすとともに地域コミュニティの機能を弱体化させるなど地域社会に大きな影響を及ぼすことが考えられる。

主要産業就業者をみると、男性は建設業、農業、水産業が上位となっており、女性は医療・福祉が最も多く、卸売業・小売業、農業が特に多い。

就業者数が多い産業の雇用の受け皿を今後も維持拡大するための施策は重要になると考えられる。

〔解決の方向性〕

引き続き、雇用創出や企業誘致等も含めて就業の場を確保していくことに加え、町内事業所等の情報発信を様々な手段により強化するとともに、多様な就労環境が生まれるよう機運を醸成することで、持続可能な地域経済の確立を目指します。

第一部 創生基本計画

創生基本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき策定した「黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成28年1月）を踏襲している。

1. 創生基本計画の概要

(1) 創生基本計画の位置付け

創生基本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づき策定する地方版総合戦略であり、国・県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案するとともに、本町の人口ビジョンにおいて示した人口の将来展望のもと、人口問題を切り口に施策分野を整理し、本町の産業振興を中心として「人口減少の克服」と「地域経済の活性化」、すなわち「地方創生」の実現に向けた今後の基本目標や基本的施策等の方向性を取りまとめたものである。

また、令和4年12月に国は総合戦略を抜本的に改定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、「全国どこでも誰もが便利に快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の課題解決や魅力向上の取組を加速化・進化することを目指している。

本町を取り巻く情勢は大きく変化をしており、これらの関連計画との整合を図るとともに、継続的な取組を推進する観点から、本計画は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を含んだ市町村版の総合戦略として、人口の構成とバランスに配慮しながら持続可能な町づくりに向けた具体的な取組を示し、「2060年に町人口6,800人」を目指す基本的な計画と位置付ける。

(2) 計画期間

2025（令和7）年度から2027（令和9）年度までの3年間とする。

2. 計画実施に当たっての基本方針

(1) 第2期創生基本計画の承継

東京圏への一極集中や急速な少子高齢化に伴う人口減少社会の中で、本町においても総人口の減少が続いている。これまでの地方創生の取組により推計人口以上の人口を維持し一定の効果は見られるが、当初の目標には至っていない状況にある。

今後、持続可能なまちを築いていくためには、全国的な人口減少社会への対応を図りつつ、地方における人口構造の改善、人口の安定化を図ることが重要である。人口減少問題は、対策の効果が目に見えるようになるまでに時間を要するものであり、長期的な視点で取り組むことが必要である。

そのためには、第1期及び第2期の地方創生の施策を検証し、これをデジタルの力によって高度化・加速化させるなど、国・県ともベクトルを合わせ、切れ目なく取組を継続していく必要がある。

（２）人口減少と地域経済縮小の克服

国は「経済の好循環が地方において実現しなければ、『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い」としており、人口と地域経済とは密接に関連している。

将来にわたって本町の活力を確保し、新たな黒潮町を創生していくには、単に人口増減にのみ着目した施策を講じるのみならず、いかにして地域経済の活性化を促していくかが重要である。

（３）まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方創生の取組を進めるにあたっては、「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという好循環を長期的に作り出していくことが重要である。

そのためには、地域資源を生かした「しごと」を創っていくとともに、「平均所得の向上」を実現することが重要である。そうすることで、「しごと」が「ひと」を呼び込む新たな人の流れを生むだけでなく、人々が安心して生活を営み子どもを生み育てることができる「まち」に結びつけていく。

（４）黒潮町の将来を担う人づくり

将来、本町においては、人口ビジョンによって示されているとおり人口が減少していくことが明らかである。今後の施策の展開においては、こうした厳しい現実をしっかりと直視したあり方が求められる。すなわち、町の課題を行政がすべて対処していくのではなく、民間企業やNPO、地域や住民など様々な主体が連携しながら支えあう共助・互助のあり方を目指していく。そのために、産業の担い手だけでなく、「町や地域の将来を担う人づくり」にしっかりと取り組んでいく。

（５）最大津波高が日本一厳しい町の地域力

2012年に内閣府が発表した南海トラフ巨大地震に関する津波高及び震度分布等の想定値によれば、本町は最大津波高34m、最大震度7という衝撃的な災害の発生が見込まれている。この想定により、町外からの誘致企業のみならず既存の町内事業者においても新規の設備投資が困難な状況を生むとともに、震災発災前であるにも関わらず被災を恐れる住民が町外に流出する事態を招くこととなった。

しかし、こうした危機的な状況は、町の直面する課題を住民一人ひとりが真剣に考える機会となり、町と事業者と地域住民とが連携して取り組む黒潮町独自の津波防災を作り上げることになった。また、防災と地域の魅力を活用した新たな製品開発や防災教育、防災観光作りといった新たな産業の創造に繋がっている。

本町は、日本一の地震津波想定という逆境をむしろ好機と捉え、町の特性・魅力を最大限活用したまちづくりを推進することで、先人から受け継いだ「ふるさと」である黒潮町を次世代へしっかりと引き継いでいく。

3. 目指す姿（地域ビジョン）

地域が抱える社会課題などを踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地方創生の取組を推進していくため、目指すべき理想像として「地域ビジョン」を設定することを国は求めており、本町では新町誕生以降、地域資源を活かした様々な事業を継続する中で「人が元気、自然が元気、地域が元気」の合言葉がまちづくりの理念として定着している。

本町ではこれまでも、人口減少社会へと向かう様々な社会変化の中にあっても、地域の資源や人材を活かしながら、若者から高齢者までのあらゆる世代が安心して住み続けられるまちづくりを目指した多様な施策を展開してきた。

これら多様な施策による成果をさらに伸ばしていくため、これまでの課題を踏まえPDCAサイクルに基づく取組みを引き続き継続するとともに、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」における視点も反映し、次のように地域ビジョンを設定する。

「人が元気、自然が元気、地域が元気」な黒潮町

4. 基本的な視点

本町における人口ビジョンでは、2060年に6,800人程度を維持することを目標として定めているが、これを実現するためには若年層の人口流出を抑制し、転入人口を増加させる必要がある。

このためには、若い世代の安定した就労の場の確保や、本町に魅力を感じ将来にわたり誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを創造していく必要があり、人口減少問題に対応した地方創生の実現に向け、人口ビジョンを踏まえた次の3つの基本的な視点から取組を推進していく。

視点1 若い世代が希望をもってらせるまちづくり

若い世代が安心して働き、希望どおりの結婚・出産・子育てをすることができ、活力ある経済活動を展開できる環境の整備を目指す。

視点2 暮らし続けることのできるまちづくり

町内に住み、豊かな生活を送りたい人を増やし、その希望をかなえられる移住・定住の環境づくり、誰もが生涯安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指す。

視点3 人口減少を見据えた持続可能なまちづくり

人口の展望を踏まえ、機能的・効率的で持続可能な地域社会の基盤を構築するため、地域社会でともに支え合い、安心して住み続けられる社会を目指す。

4. 基本目標

国や高知県の総合戦略との関連も踏まえ、これまでの地方創生に関する取組の継続を力にして人口減少問題に更に挑戦していくため、これまで取り組んできた枠組みを継承し、4つの基本目標のもとで従来の施策を継続するとともに、必要に応じて施策の充実・強化を図りつつ計画を推進するよう以下のとおり設定する。

- | | |
|-------|--------------------------|
| 基本目標1 | 地産外商により安定した雇用を創出する |
| 基本目標2 | 新しい人の流れをつくる |
| 基本目標3 | 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える |
| 基本目標4 | 地域とともに安心して暮らし続けられる環境を作る |

1. まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則と新たな6つの視点

上記に掲げるような従来の政策の弊害を排除し、地方創生を確実に実現するため、政策の企画・実行にあたっては、国「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）に基づき、政策を展開することが必要である。

さらに、国は取組を実施するにあたり、以下の新たな視点に重点をおいて施策を推進するとともに、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で目指す「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するため、国や県、近隣自治体、民間企業等との連携を図りながら、デジタル技術の活用などを踏まえた取組を進めることとしており、本町の取組においても、こうした国の動きを踏まえることも必要である。

（1）地方へのひと・資金の流れを強化する

- ・将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大
- ・企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化

（2）新しい時代の流れを力にする

- ・Society5.0の実現に向けた技術の活用
- ・SDGsを原動力とした地方創生
- ・「地方から世界へ」

（3）人材を育て活かす

- ・地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援

（4）民間と協働する

- ・地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携

（5）誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ・助成、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現

（6）地域経営の視点で取り組む

- ・地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント

2. 推進体制と進捗管理

(1) データに基づく計画

国から提供される「地域経済分析システム」の情報や各種データ等を活用し、客観的データに基づいて、地域特性を把握した上で、成果（アウトカム）を重視した数値目標及び各施策の重要業績評価指標（Key Performance Indicator）の設定や、施策の効果検証を行う。

(2) 産官学金労言の連携推進

まち・ひと・しごと創生の取り組みを効果的・効率的に推進していくためには、住民・NPO・関係団体や民間事業者等の参画・協働が必要である。

そこで、町長をトップとし、副町長・教育長、支所長及び関係各課長で構成する庁内委員と、産官学金労言といった地域の様々な分野で活躍されている外部委員の参画により構成する「黒潮町まち・ひと・しごと創生委員会」を設置し、その方向性や具体案を検討するとともに、町民の意見を広く反映させた計画づくりが行われているかを審議する。

あわせて、黒潮町議会においても効果検証等の報告を行っていく。

(3) PDCAサイクルによる進捗管理

黒潮町の創生を実現するため、予算編成と密接に連携したPDCAサイクルによる進捗管理体制を確立する。また、施策・事業の検証を踏まえ、必要に応じて計画の改訂を行っていく。

基本目標1 地産外商により安定した雇用を創出する

少子高齢化が進む本町において、人口ビジョンに示す人口規模を達成するためには、人々の生活の場として持続可能な成長を遂げて、日々の生活を支える仕事や産業が不可欠である。

そのため、これまで町の発展を支えてきた農林水産業や既存事業者の維持強化を図るとともに、スポーツツーリズムの実績が大幅な伸びをみせていることから、魅力ある観光地づくりとともに町内における消費活動の拡大につながる取組を展開しており、その結果、各分野における新規就業者の目標値は達成するといった成果となっている。

近年は物価高騰による各産業へ影響も見られることから、これから本町の担い手となる若い世代が町内に居続けることができるよう就業意欲を持てる魅力ある産業の確立を目指して、地域にある資源を有効に活用しながら、経済波及効果の大きい産物の生産拡大・販売促進、新たな製品の開発、サービスの向上などにより、地域全体の生産性を高めることで産業の振興を図るとともに、人材確保や経済効果を実感できる取組を進めていく。

1. 数値目標

	基準値（R5）	目標値（R9）
各分野における新規就業者数	40人 R2～R5累計	30人 ※3箇年累計

*新規就業者数とは、各施策による一次産業等の新規就業者及び雇用者の総数

2. 基本的な方向と具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)

（1）農業の振興・維持

農業の分野では、施設園芸を中心に生産基盤の強化に引き続き取り組むとともに、高収益が見込まれる新品種への支援や生産拡大・効率化への支援により、若者が新規就業意欲を持ち、家庭を築くことが出来る農業の実現することにより、町内定住者の増加につなげる。

また、中山間地域においては農業の多面的機能を発揮するため、交付金等により農地や農業生産基盤を維持するとともに、集落間の連携を進めることで、農業用機械の効率的な運用及び担い手の確保を図っていく。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
新規農業従事者数	6人/年	7人/年
主要野菜（キュウリ、ニラ、オクラ、ミョウガ）の出荷量	2,863t/年	2,580t/年

認定新規就農者数	20人	20人
農用地区域内の遊休農地の面積	42ha	42ha

① 設備投資への助成

生産性の高い農業を支援するため、ハウス補強や修繕、省力化・収量増加に寄与する環境制御機器導入や高収益が見込まれる新品種への補助を引き続き行うことにより、本町農業の維持、働く場の創出を図っていく。特に、ハウス建築は新規就農の高いハードルとなることからハウス建築に対する手厚い支援を行い、新規就農を後押しする。本町の特産品であるブナシメジを中心とする菌茸農業では、施設の維持・管理費用が大きく、経営者の負担になっていることから、機械の補修又は取替に要する経費について引き続き補助金を交付し、生産規模の維持に努める。

また、畜産業についても、老朽化した施設の補強や修繕を引き続き行うとともに、出荷体制の強化にも広域的に取り組むことで雇用の場を維持・確保する。

② 担い手づくり及び就業支援

比較的高い収益が期待できる施設園芸への就農を促進すべく、農業公社及び既存農家で新規就農希望者が研修する新規就農支援を実施するとともに、既存農家において親元就農を推進することで新たな就農者確保を図り、町内定住者の増加につなげる。

また、①に掲げる設備投資への助成に加え、農家としての定着を促すため、町内において新たに就農した者に対して最長3年間を目処に資金を交付するとともに、設備投資に対しても補助を行うことで経営が安定するまでの支援を行う。

③ 生産基盤の強化

中山間地域では、効率的な農業が難しい環境にある。そこで、中山間地域における農業生産活動を行う農業者等に対し交付金や、地域の共同活動として農地・農業用施設等の維持管理等の活動を実施する組織に対しての交付金を交付し、経営の持続・安定化やスマート農業への取組を支援するほか、農業公社の農業散布用ドローンを活用して労力や作業時間を軽減することで、営農の継続につなげる等、耕作放棄地を生じさせない取組を推進する。

また、担い手・後継者不足により耕作が難しくなった優良農地においては、集落規模で共同して農業活動を行う集落営農組織の育成と取組への支援することで、効率的な農業への転換を図り、農業所得の向上につなげる。

加えて、ほ場整備事業等により耕作条件の改善に引き続き取り組み、農地の集積を後押しし、効率的な農業を推進するとともに、施設園芸への転換可能な農地の整備を行うなど、より収益性の高い農業の実現を目指す。

(2) 林業の振興・維持

林業の分野では下記の施策分野に関し、個別課題を解消するべく事業を展開を図っていく。

設備投資の分野では、施業の機械化や、更なる省力化を目指し、引き続き高性能林業機械の導入を進める。また、新たな貯木場の整備については、整備事業費の把握、予定される候補地の選定も含め、幡東森林組合との情報共有を図る。

売上向上及び生産の効率化による木材搬出量の増加については、個別の森林経営計画作策定を進め、効率的な施業に結び付く現場調整を図る。

また、持続可能な林業を進めるため、皆伐を避けた保持林業を進め、伐採後の山林における再造林（植樹）の取組を進める。

山の担い手づくりや林業後継者の育成については、新規就業者確保の取組と併せて、地域おこし協力隊の個別募集も検討し、幡東森林組合との協力体制のもと、新たな人材確保に努める。

森林、山林の維持管理については、管理の基となる山林の境界確認も含め、森林管理システムの事業展開を図り、計画的な施業に努める。

また、近年の豪雨災害も鑑み、山の水源涵養や保水力を高めるため、間伐作業や下草の伐採など、山林サイクルに基づいた施業に取り組んで行く。

将来的な資産としての山の価値を高めるため、町産木材の搬出拡大に努め、その利用促進についても町内経済対策の側面も踏まえ、今後の建築部材確保の取組（町産材利用促進）を進める。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
新規林業従事者数	1人/年	3人以上 ※R7～R9累計
原木生産量	8,017m ³	9,200m ³ 以上
木材販売額	90百万円	95百万円以上

① 設備投資への助成

国の事業（国補40％・県補10％）を活用し、高性能林業機械を計画的に導入し、負担が増大している森林施業従事者の作業の効率化を図るとともに、さらなる原木生産量を拡大し、将来的な林業事業体の経営の安定と雇用の確保を維持する。

② 売上向上、生産効率化

利用できる間伐材の搬出を積極的に行い、資源の有効活用による販売利益の確保に努める。併せて、木材搬出に係る施設の整備を進めるため、新たな森林経営計画の作成（認定）を進め、搬出間伐を主体に収益性の高い施業を行うことにより、林業従事者の収入増加につなげる。

また、町内森林における持続的な施業を推進するために、引き続きスギ、ヒノキの再造林を進め、R6年度新規事業における黒潮町森林環境保全整備事業費補

助金の積極的な広報も含め、今後の利活用を事業主体などに働きかける。

③ 担い手づくり及び就業支援

前期計画に引き続き、県内外（関東、関西等）の雇用ガイダンスに積極的に出向くなど、就業希望者の確保に努め、これまでの実績と情報を活用し、関係者に対し積極的に情報提供（ダイレクトメール、手紙等）を行い、担い手確保に引き続き取り組む。

更に、支援制度（住居借入れ補助）を継続するとともに、新たな就業希望者の獲得に向け積極的に県内高校を訪問するなど情報収集に努める。また、人材確保のため幡多農業高校や林業大学校と連携強化を図り就職誘導を促進する。

このほか、地域おこし協力隊事業や外国人技能実習生の導入も含め、更なる検討を進める。

④ 森林・山林の維持管理

前期計画に引き継ぎ、森林環境譲与税を活用し、森林境界測量や境界確認、森林所有者の意向調査など森林管理システムを実施する。また、森林管理制度の円滑な運用や森林環境譲与税の効果的な活用による森林整備を促進するため、幡多地域森づくり推進センター（幡多広域）と連携して集積計画を作成し森林整備を図る。

町有林の「名勝：入野松原」が森林病虫害等の原因により数年間に渡り松枯れの被害を受けており、国や県の協力を得ながら防除事業（薬剤散布・伐倒駆除・樹幹注入）や松苗の植樹を行ってきた。その結果伐倒駆除の本数は、R5年度 222 本に減少し一旦被害は収束したものの松原再生には至っていない。引き続き、専門家を招聘し現地調査等を行い、松苗植樹等に取り組む。

なお、入野松原が国の名勝指定を受けて R10 年度（2028 年 2 月 17 日）に 100 周年を迎えることから、町外への PR も含め、記念行事等を計画する。

〔3〕水産業の振興・維持

水産業の分野では、港別漁法別に現状を整理し、それぞれの状況に対応した個別施策を展開する。

沿岸漁業を主とする水産資源の減少に伴う水揚げ量の減少、所得の低下による担い手・後継者不足が深刻化しており、特に新規就業希望者の確保が急務となっている。まずは、所得に着目した操業モデルの確立、新規就業者を確保するためのスキームの整備を進める。また、町内漁港への水揚げ誘致はもちろん、カツオをはじめとする水産物を提供できる施設への誘客などの既存施策の充実を図る。

大敷（定置網）漁においては、近年の若者のニーズを捉えた雇用操業が中心となっており、例年、一定数の新規就業者が確保できている。今後、水揚げ量や販売価

格の向上に資する施策を展開していく。

モジャコの間蓄養により一定の所得を期待できる操業形態が確立できており、新規就業も進んでいる。しかしながら、蓄養に要する餌や薬品類の高騰、モジャコ稚魚の減少など将来的な経営課題は山積しており、引き続き個別課題への対応が求められる。

また、近年魚価が高いイセエビ、アマダイ類の漁獲が増加していることから、更なる資源保護、増殖場の整備などの取り組みを進め、沿岸漁業従事者の安定的な収入確保を図る。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R6）	目標値（R9）
新規漁業従事者数 （雇用型を除く）	1.6人/年 ※R2～R6の平均値	6人以上 ※R7～R9累計
水揚げ額（町内漁協水揚げ総計）	822百万円	700百万円以上

①設備投資への助成

新たな漁法の開発や、魚種・漁場の開拓に取り組む漁業者を支援すべく、先進地の視察や漁具の調達、民間企業との連携など、必要となる費用への支援を行う。

また、昨今の黒潮大蛇行など海洋環境の変化に対応し、将来的な漁業経営の安定を図るため、適切な資源管理の推進及び資源の変動を踏まえた漁獲対象魚種の変更など最適な操業形態への転換しやすい環境の整備を進める。

②売上向上

魚の水揚げに関して、新しい技術の導入により販売価格の向上につながるものがないか、設備の調査を継続して行う。

今まで販売されていなかった価値の低い魚を、町内での加工や直販等にまわすことで、それらの水産物を新たな資源として有効活用し、漁業者の所得向上につなげる。

また、従来の流通とは異なる新たな流通業者との連携について検証を進めるとともに、既に大消費地の中央卸売市場への直送等の取組を行っている入野漁港から新たな流通方法の実証を引続き模索する。

③担い手づくり及び就業支援

佐賀漁港周辺において操業する沿岸漁業の漁業従事者確保が急務。既存の新規就業支援を実施するだけでなく、佐賀漁港周辺域で操業する場合に一定の所得が見込める操業形態を確立するとともに、新規就業希望者の受け皿となる漁業者を確保する必要がある。そのため、独立時における漁船の確保支援等、初期費用の負担軽減を図ることに加え、就業の障壁を小さくするために必要な支援ニーズに沿った支援を実施し、必要な資格取得に係る費用を助成するなど専門的技術の習得を支援し、本町の漁業の担い手づくりを支援していく。このほか、佐賀地区については指導者不足解消のため、沿岸漁業者の協力体制構築を検討し、入野、伊

田地区については現在の取組を継続し、引続き新規就業者獲得に向けた支援を継続する。

定置網漁業においては、雇用型漁業として新たな従事者の受け入れが進んでおり、本町の水産業において貴重な担い手となっている。今後の更なる展開の中で、民間企業委託型としての地域おこし協力隊の受け入れを進め、行政としても、更なる新規就業者の確保を後押しすべく必要な支援策を検討する。

④水揚げ向上・水産資源の確保

日本近海に来遊する資源の減少に伴う、近海のカツオ一本釣り漁業の漁獲量減少に関して、活餌の供給に引き続き取り組むことに加え、水揚げ港としての魅力向上を図り、カツオ一本釣り漁船等の更なる誘致を促進する。このほか、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）における議論の動向を注視しつつ、カツオ資源の適切な管理に向け、町内の漁業者と連携して関係機関に働きかけていく。

水産資源の減少が深刻な沿岸漁業の操業域においては、イセエビ漁場等沿岸漁場の計画的な造成・整備及びアマダイ等の有望種苗の放流などにより沿岸漁業水揚げ量の増加を図るとともに、その効果・検証について取り組む。また、沿岸域における藻場の再生、水産資源の回復を目指す取組として、引き続き藻食魚類の駆除を実施するとともに、今後、民間企業と連携し、二価鉄供給施肥材（鉄鋼スラグ）を用いた藻場再生事業に取り組む。

（４）商工業、観光業の振興・維持

商工業の分野は、農林漁業分野と同様に、新たな担い手を育てていくことでその振興を図っていく。町内で新たな取組に挑戦する際の支援体制を構築していくとともに、職場環境の改善など働き方にも着目した支援を講じていく。

今後、延伸が予定されている四国横断自動車道の佐賀地区への終点効果を最大限地域経済に波及させる取組として、道の駅施設本体の増改築や駐車場の拡充等を目指していく。

地域内に点在する小売店の地域における機能や役割を検証し、地域に必要な機能をどう残していくか検討を進め、個別の案件について集中的な投資の検討を図る。

また、外国人実習制度を利用する地元企業も年々増加しており、雇用面からの長期的な方向性について、人材確保等検討を深めていく。

本町の観光振興は、町内の様々な関係者によって組織される（一社）黒潮町観光ネットワーク（DMO）やNPO砂浜美術館とともに連携協議を図りながら、観光振興の推進に努める。なお、この推進については、スポーツ、防災、エコツーリズムの各特色を活かし、それらを軸に地域資源である「自然」や「文化」、「伝統」、「そこに暮らす人々」を活かすとともに、自然環境や伝統文化を守り継承しながら地域で暮らし続けられる社会の構築や経済の活性化につなげ、持続可能な観光の実現に向けて取り組むものとする。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
町内の小売店舗数	105店舗	105店舗（維持）
観光客入込数	110.2万人	毎年100万人以上
スポーツ誘致による延べ宿泊数	15,043人泊	毎年15,000人泊

① 事業拡大

町内事業者が新たな商品の企画や開発、販路拡大等、生産から販売に至る各段階において支援するとともに、県や金融機関等で構成する黒潮町中小企業者等経営支援会議による経営支援などを通じて、地域企業の経営や人材確保をしっかりと下支えをしていく。

また、道の駅などの集客施設の機能を整理・さらに強化する取組を展開する。今後、四国横断自動車道の延伸により、新たに高規格道路の終点効果による経済効果が期待される。本町が単なる通過点とならないためにも、この終点効果を最大限地域経済に波及させる取組が必要である。

② 担い手づくり・人材の確保

地域経済の新たな担い手となる創業者のチャレンジの機会を確保し、支えていくことは、地域の活力を維持していくうえで重要な施策である。創業支援を積極的に行うことにより、地域経済の活性化と雇用の場の確保につなげるとともに、移住者の受け皿の役割としても機能させるため、関係機関と連携し取組みを展開する。

引き続き、創業相談受け入れ体制を強化し、関係機関との連携を強めることで創業相談件数の増加を図る。

③ 事業継続

町内に点在している小売店について、単に経営の安定化や収益の向上という観点からではなく、地域において担う役割という視点から、必要に応じて事業の継続支援に取り組む。

また、雇用の場の喪失と地域社会脆弱化の要因となる後継者不在等における小売店の休業・廃業を少しでも食い止めるため、高知県承継ネットワークとの連携や、専門家への引継ぎ等商工会との連携を深める。

現在、黒潮町経済実態調査結果を基にした、黒潮町産業連関表を作成しており、今後はその方向性に基づいた事業計画を立案し、庁内他部署との連携を図りながら、より実のあるスキームを構築していく。

④ 観光振興

スポーツツーリズムについては、目標としている15,000人泊を達成し、今後は現在の水準を維持することと、施設の使用が少なくなる時期の活用を図るため、町内の運動施設を最大限活用したイベントや、豊かな自然を体感しながら、スポ

ーツに集中できる環境といった利点を発信していくことで町の持つ魅力を前面に打ち出しながら、交流人口全体の底上げを図る。また、本町を訪れるスポーツ観光客に対して、スポーツだけに限らず、町内の体験型観光メニューをセットでPRしていくことで町内各地への周遊と滞在時間の増加を促し、宿泊のみならず飲食や小売など町全体の経済活動の活性化につなげられるよう経済波及効果を高めていく。さらには、合宿の継続につながる施設となるよう取り組むものとする。

防災ツーリズムについては、町内6基ある津波避難タワー等の避難施設や過去何度も津波に襲われたこの土地での暮らしの中で積み重ねてきた防災文化が育まれ自然と共存している本町ならではの「防災ストーリー」を観光資源として磨き上げ、海からの恵みを感じる自然体験を防災文化と組み合わせることで自然の二面性を伝えるとともに一般観光客や訪日外国人客（インバウンド）、修学旅行客の誘客の強化と周遊促進を図る。また、有事の際の支援者となる防災サポーターづくりを行いながら交流人口の拡大を図る。

年間を通して本町の観光イメージブランドともなっているTシャツアート展をはじめとして、海・山・川に恵まれた豊かな自然環境を活かしたエコツーリズムにおいては、特に、本町のシンボルの一つであるカツオやクジラを軸に、黒潮一番館を拠点にした食文化体験に加え、マリンアクティビティや町内にある各種体験施設の利用促進につなげられるよう観光資源の磨き上げを図る。

また、各種観光情報の発信に関しては、上記の両組織と連携するとともに、道の駅の活用を図った情報発信にも努める。そのほか、幡多地域6市町村を一つのエリアとして観光振興を図る取組を広域組織において展開している。町としても幡多地域の東の玄関口として、黒潮町の魅力はもちろんのことながら幡多地域全体の魅力についても発信する。また滞在日数や誘客の増につながるよう、観光情報や特産品、訪日外国人客への情報発信についても積極的に連携を図りながら取り組む。

これら、黒潮町らしい持続可能な観光の実現に向けては、2020年に観光庁が策定した国際基準に準拠した持続可能な観光指標「日本版持続可能な観光ガイドライン（Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations：JSTS-D）」を導入する。具体的には、本町の現況調査や住民ヒアリングによる課題分析を経て、観光振興におけるアクションプランを策定し、「世界の持続可能な観光地TOP100選」（Green destinations Top 100 Stories）への申請を行う。またアクションプランはJSTS-Dの構成要素となる「マネジメント」「社会経済」「文化」「環境」の4つの分野で構成され、3カ年の具体的なアクションを掲げ、JSTS-Dの113の指標に紐付けることで定期的にその取組状況をモニタリング・評価し、黒潮町らしい持続可能な観光を推進していく。

〔5〕第三セクター活用による町内産業の活性化

工場移転時に、省力化や生産能力の拡充に向けた見直しを行うことにより、雇用需要の変容に対応するとともに売上の増加を図る。

また、特産品の掘起こしなどにより、町内産品の活用の幅を広げ、地域経済循環を生む仕組みづくりを進める。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
売上金額	99,104千円	110,000千円

① 内需拡大

黒潮町の農水産物や黒糖・天日塩といった加工品等、地域産品を活用した商品の開発・提供を進め、地域産品の生産維持と拡大につなげることにより関連する生産者の活性化につなげる。

また、商品開発においては、地域に埋もれている産品の掘り起しと町内産品の活用に向けた技術的な研鑽も進めるなど、企業としての地域貢献に努める。

② 事業展開・経営

工場移転時に、衛生レベル、省力化、生産能力の向上につながる環境整備を図り、求職者に選択していただける職場環境の構築を目指す。

このことにより、生産規模の維持拡大と売り上げの増加につながる可能性が高まる。よって、地産外商力の波及効果を高め、地域経済循環を生み出すことができるよう努める。

（６）町外市場の開拓

本町の魅力ある特産品を広く町外に知ってもらい、新たな市場の開拓を図ることにより、生産者の所得向上、生産規模及び新規創業（就農）者の拡大などにつなげ、産業の活性化を目指す。

また、町内の各製造業者との連携を図り、海外の販路開拓も含めた包括的外商戦略の構築を進める。

ふるさと納税においては、令和３年度をピークに下降状況にあるが、安定して提供できる産品の掘り起しや開発を目指すとともに、特産品自体の特徴と生産者の魅力を多くの方々へアピールすることを目指す。また、ふるさと納税の仕組みを活用して地域経済循環に貢献できる仕組みづくり等の企画運営を目指す。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
ふるさと納税金額	906,423千円	1,500,000千円
新規返礼品数	-	15件

① 認知度向上・販売促進

これまではウェブ広告の活用による情報拡散を主としてきたが、複数の町内事業者の返礼品が複数のポータルサイトで上位にランクインすることにより、寄附

の増加につながっている。

そのことを踏まえ、ランク外のポータルサイトでの認知度向上を目的として、ポータルサイト独自の広告を活用し、情報の拡散を試みるなど、これまでと違う手法を取り入れ、引き続き多くの寄附を募ることで、町内事業者の販路確保と拡大を目指す。

② 商社的機能の確立

サイトの運営管理を町内事業者（缶詰製作所、砂浜美術館、道の駅など）に委託することにより、新たな雇用の創出につなげる。

基本目標 2 新しい人の流れをつくる

本町が目指す目標人口を実現するためには、人口の社会減の縮小と定住対策に取り組む必要があり、「住み続けたい」「住んでみたい」と思われるまちづくりにさらなる磨きをかけ、人口の転出超過の改善を図る施策を強化していく必要がある。

そこで、移住・定住の促進については、田舎暮らしや地方で新たなライフスタイルを実現したい人をターゲットとして、本町の認知度を高めるためのインターネット媒体における情報発信に努めるとともに、積極的に移住相談等の支援を行う。さらに、空き家バンクの登録及び成約を促進するため、空き家バンク制度や空き家の活用に関する補助制度の周知拡大に取り組む。

また、本町に居住していなくてもこの地域や地域の人々と多様な形で継続的に関わってもらえる、いわゆる「関係人口」の創出に取り組むことにより、将来の担い手確保や移住に結び付けていくことも重要だと考える。

よって、単なる人口減少抑制のために移住・定住の促進を図るのではなく、農林水産業をはじめとする各産業界や地域が求める豊かな経験や能力を有し、そして積極的に地域コミュニティに参画いただける新たな人材の誘致を行い、担い手や後継者、集落活動の維持のための貴重な人材として、国・県とも連携しながら取組を進める。

また、本町で生まれ育った若い世代(10代後半から20代前半の世代)は、依然として進学や就職により本町から転出する傾向にあるため、この状況をできるだけ抑えるとともに、「本町に帰る」ということを意識してもらえるよう、幼少期からの「ふるさとキャリア教育」の取組による意識醸成と、産業振興施策や子育て支援施策と連携した具体的な生活に関する情報の提供など、Iターンと異なるアプローチで引き続き取組を展開していく。

1. 数値目標

	基準値 (R5)	目標値 (R9)
人口の社会増減	△52人 ※R2～R5の平均値	0人 ※R7～R9の累計
黒潮町の人口	10,025人	9,277人

2. 基本的な方向と具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)

(1) 移住・定住の促進

本町への移住に関するきめ細かな情報の提供と、U・I・Jターンの受け入れ体制の充実を図り、移住希望者等が安心して移住・定住等ができるように、また、地域が安心して受け入れできるように、支援団体との連携を図りながら、情報発信、移住相談、空き家の確保・紹介、移住者と地域のマッチングまで必要な様々なことを対応できる体制の構築を行い、本町への人の流れをつくり出す。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
移住支援HPアクセス数	21.3万件/年	26.0万件/年
移住相談件数（延数）	352件/年	360件/年
協議会への町外登録者数	47組/年	65組/年
協議会を通じた移住組数	23組40人/年	30組60人/年

① 総合的な町の情報発信

移住・定住の検討のきっかけとなるような地域情報の発信に積極的に取り組む。移住希望者が、本町での暮らしのあり方などが想像できるよう情報の発信を行い、移住・定住を促進していく。

また、地方創生において地方移住の推進が大きな課題とされていることから、東京や大阪での移住相談会にも継続して参加し、新たな客層へのアプローチを展開する。

加えて、本町で盛んな一次産業分野への就業をベースとした情報の発信や、個人及び企業によるふるさと納税を通じた PR、スポーツツーリズムやイベント等により本町に関わりを持っていただける「関係人口」の創出・拡大を図り、政策分野をまたがる事業展開も引き続き取組を進めていく。

② 相談・受入体制の充実

黒潮町と関係団体との連携により、移住・定住に関する相談窓口、受入体制として一元的に対応できる体制を整備することで、きめ細やかな情報提供とサポートを継続し、移住者の不安解消を図るとともに地域になじんでもらうための機会の提供についても実施していく。

また、移住・定住に向けた住宅の紹介を継続して行い、空き家バンクの登録物件の充実、耐震改修補助と併せた空き家改修補助など、暮らし続けられる支援を行うとともに、黒潮町産業振興計画とも連動した雇用促進の取組を行い、移住・定住の推進を図る。

③ 住まいの確保

移住相談に際して、移住希望者は住宅情報を求めており、移住を決断する大きな決め手になっているため、町内に多数存在する空き家物件を貴重な資源と捉え、移住者向けの住宅として活用するべく、利活用に必要な改修や荷物の処分に要する費用を補助するなど町内の住宅確保に努める。

また、一定の効果を見せている定住促進住宅事業や空き家修繕等補助事業で出てきた課題にも対応するため、より良い施策となるよう改善策を検討する。

加えて、住宅を建てたくても土地が確保できず、町外へ転出する事例もあることから、空き家が存在する土地も宅地として活用できる施策など、定住の促進を図るための取組を新たに展開する。

(2) 人材の確保

本町は、当面の間は生産年齢人口と年少人口の減少は避けがたい状況であり、特に中山間地域ほど人口減少と高齢化が急速に進展していくことが予測されている。このため、農林水産業をはじめとする各産業の担い手や、事業の後継者が不足するなど産業振興にとって大きな課題となっている。

こうした状況を克服し、町内の産業や地域を活性化するためには、移住を推進して、町外からの人材を呼び込むことが必要であり、各産業や地域が求める人材の確保に努めていく。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
協議会を通じた移住組数	23組40人/年	30組60人/年

① 新たな担い手、人材の確保

先の「(1) 移住・定住の促進」と連動した取組を推進して、各産業や地域が求める人材の確保に向け、地域おこし協力隊等を活用した地域資源の発掘や地域活動の支援及び情報の発信による移住・定住の促進を図る。

また、高齢化が著しく担い手は不足している一方で、いなか暮らしへの需要の高まりなど、本町への移住希望者が一定数存在していることから、各産業の新たな担い手、人材の確保を推進する。

基本目標3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える

人口減少と少子化の流れがこのまま続けば、本町の年少人口（0歳～14歳）は、令和5（2023）年度末の818人から2040年には半減以下の320人程度と、町の全人口に占める割合がわずかに5.5%にまで減少すると推計人口では示されている。

本町が将来に渡って発展していくうえで、出生数を維持・増加していくことは、産業のみならず地域の維持、担い手の確保についても重要である。

今後も人口減少は避けられない状況であり、少子高齢化の人口構造の改善には長い年月を要することから、誰もが安心して希望する時期に子どもを生み育てやすい環境づくりに努めていく必要がある。結婚・妊娠・出産・子育てにおける段階に応じた切れ目のない対策を強化し、安心して住み続けられる地域づくりを推進していく。

こうしたことから、若い世代が定住し、結婚の希望を叶えられる環境、安心して妊娠・出産・子育てが出来るよう、雇用の場の創出も含め、結婚から子育てまで一連の支援と教育環境の充実を図り、出生数の維持・増加を図っていく。

基本目標3に関連する事業のうち、医療・福祉、教育基本計画に位置づけられる事業と重複するものについては、医療・福祉、教育基本計画に沿って事業の進捗管理を行うものとし、創生基本計画では施策の概括的記述にとどめるものとする。

1. 数値目標

	基準値（R5）	目標値（R9）
合計特殊出生率	1.31	1.78
0-4歳階級の人口	204人	200人以上

2. 基本的な方向と具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)

（1）出会いの場の創出

本町の出生数は、年度によってバラツキはあるものの婚姻届出件数や若年女性の人口が減少と比例するように近年は30人前後で推移しており、H27～R元の平均値50人からは大きく減少し本町が将来にわたって発展していくうえで、出生数の維持・確保は大きな課題である。

結婚は個人の自由な選択によるものである一方、「適当な相手にまだめぐり会わない」との回答が依然として最も多く、本町においても若年層を中心に未婚率が年々上昇している。その要因としては、「結婚をする必要性をまだ感じない」などの結婚への意識や「結婚資金が足りない」などの経済的な理由だけでなく、出会いの場自体の不足などがあげられる。

こうしたことから、希望どおりに結婚し子どもを授かることができるよう、高知県や関係機関と連携のうえ、独身男女の出会いから結婚まで総合的な支援を実施していく。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
イベント参加者数	10.8人/年 ※R2～R5の平均値	12人/年

① 交流活動及び結婚支援

出会いの場を創出する婚活イベントを実施し、結婚を希望する未婚者の出会いを支援する。

また、「こうち出会いサポートセンター」と連携し、マッチングシステムへの加入を支援する取組や新婚世帯への経済的支援など国・県の施策を活用し、成婚数の増加及び定住人口の増加につなげる。

このほか、地域活性化の活動を展開している団体へ活動の一部を助成するなど、官民が重層的に出会いの場を創出し、結婚を望む方を支援する。

（２）妊娠・出産及び子どもの健康のための支援

医療・福祉基本計画に基づき、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりに向け、高知県や医療機関をはじめとする関係機関等と連携し、子どもを生ま育てることができるよう妊娠・出産及び子育てを支える環境づくりを推進する。また、子育て支援サービスの充実を図り、誰もが希望する時期の妊娠・出産から子育てまで切れ目のないサポート体制の充実に努めるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組む。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
出生数	37.5人/年 ※R2～R5の平均	40人/年以上
合計特殊出生率	1.31	1.78

（３）子育て環境の充実

子どもの健やかな成長と安心して子育てができる環境づくりに向けて、保育サービスの充実や、仕事と子育ての両立など働きやすい環境づくりに向けた取組を推進し、児童の学校以外の居場所作りや自主学習の機会の提供などを通じて、安心して子育てができる環境の整備に努める。

また、本町の未来を担う人材を育成するため、特色ある取組を充実させ、確かな学力の定着と向上を図り、困難を抱える児童生徒に対し、子どもたち一人ひとりに寄り添った教育を実践して、地域社会に貢献できる人材育成を目指し、保・小・中・高校が連携した教育活動を推進する。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
0-14歳（年少人口）の人数	818人 ※R6.3月末の住基人口	730人以上 ※R10.3月末の住基人口
15-19歳の人数	328人 ※R6.3月末の住基人口	290人以上 ※R10.3月末の住基人口

① 学校教育の充実

ふるさとに愛着を持ち、誇りを持ってふるさとで住み続けることができるよう、また、町を離れたとしても、常に心の中にふるさとが息づいている大人となるため、「ふるさとキャリア教育」を推進し、町内の小中学校や高校で学んだ子どもたちが将来活躍ができるよう、児童生徒の期間に黒潮町を中心としたふるさとのことをしっかり記憶に刻む教育の充実を図っていく。

就学後の児童についても、学校以外の居場所作りや自主学習の機会の提供などを通じて、安心して子育てができる環境の整備に努める。

この他、教育基本計画に基づく取組を展開し、人口減少対策、人づくり、ふるさとを次世代に引き継いでいく。

② 県立大方高等学校との連携

地域の持つ力や可能性を生かした持続可能なまちづくりを進めていくうえで、ふるさとに愛着と誇りを持ち、課題を的確に捉えて自ら考え活動する人材が求められている。子どもたちが次代の人材として活躍していくため、地域に愛着と誇りをはぐくむ学習活動や発達段階に応じた教育を高校世代でも展開していく。町内に唯一の高等学校を人材育成における教育現場のひとつとして存続させるため、町外からの生徒を受け入れを強化するとともに、大方高校の持続可能な魅力づくりを支援し、地方創生の一翼を担う人材を育てる教育環境の充実を目指す。

基本目標4 地域とともに安心して暮らし続けられる環境を作る

中山間地域においては、少子高齢化・人口減少が著しく進行し、地域の活力が失われ、地域コミュニティの機能低下が懸念される。将来的には生活に必要なサービス水準の維持が困難になることも想定される中で、住民がいつまでも住み慣れた地域で、安心して健康に暮らせる地域づくりが求められている。

人口減少が与える影響は、地域生活を支える生活基盤や地域コミュニティ機能の維持にまで関係する問題であり、地域を存続させていくためには、地域としての機能の維持や活性化を図り、人口減少を抑制していかなければならない。

そこで、本町では住民主体で集落連携等により地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを行う高知県版の小さな拠点づくりである「集落活動センター」や、小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点として「あったかふれあいセンター」の導入を推進し、行政は、地域主体の活動への支援に軸を置き、地域単位でのコミュニティ育成に取り組んできた。

人口減少社会のなか、特に中山間地域においては人口減少と高齢化が進むことが予測されるため、将来を見据え隣接する地区での連携により地域住民が自ら地域を守り支え合う仕組みを構築する必要がある。地域住民等による地域を支える主体的な活動が自立した運営となるよう体制づくりを支援する。

また、今後、延伸が進む高規格道路の整備と一体化した本町の将来像を明確化し、生活維持のための移動手段の確保といった地域の実情に応じた公共インフラ整備や防災対策などを強化して、若者から高齢者まで多くの住民が、交流しながら知恵を出し合い、当事者意識を持ってまちづくりを進め、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進める。

また、全戸に光回線が敷かれている地域であるため、今後、既存の設備を活用しつつ、デジタル化やグリーン化の取り組みを進め社会に適應できる体制を整え、デジタル技術が進展する社会に対応し、暮らしの質の向上に努める。

基本目標4に関連する事業のうち、医療・福祉、教育、防災基本計画に位置づけられる事業と重複するものについては、医療・福祉、教育、防災基本計画に沿って事業の進捗管理を行うものとし、創生基本計画では施策の概括的記述にとどめる。

1. 数値目標

	基準値（R5）	目標値（R9）
集落活動センター活動の継続箇所数	4箇所	4箇所（維持）
あったかふれあいセンター利用者数(集い) (6施設合計)	13,951人	15,000人

2. 基本的な方向と具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)

(1) 中山間地域の維持・活性化

中山間地域では高齢化が進み若い世代が少なくなっていることから、地域の将来の姿を見据えた地域活動のあり方を模索する必要がある。

これまで培ってきた、集落活動センターやあったかふれあいセンターの活動支援を継続するとともに、地域づくりの機運醸成や参加意欲の向上を目指す取組に積極的にに関わり、地域住民の主体的な課題解決の取組を促進する。

また、地域の実情に応じた公共インフラの整備を推進し、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進める。

重要業績評価指数 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R9)
集落活動センター活動の継続箇所数	4箇所	4箇所(維持)

① 集落活動センターの活動支援

人口減少社会にも対応できる地域コミュニティ機能の維持・活性化を図るため、地域の3年後、5年後の姿を見据え、これからの活動のあり方・活用について、地域と行政、関係機関が課題を共有し、一緒になって考えていく必要がある。

また、持続可能な自主運営となるよう、継続していくこと、変えていくこと、新たに取り組むことなどを整理し、今後どう展開していくのか、協議しながらより良い方向へと進めていく。

② 公共交通網の整備

高齢化が進む中で中山間地域を中心に交通弱者が更に増加することが予想されている。地域や関係機関との意見交換を行いながら、路線の再編やデマンドバスの導入、デジタル技術を活用した効率化及び利便性の向上に取り組み、将来にわたり持続可能な公共交通の構築を図る。

導入済のデマンドバスの効果を検証し、地域やバス事業者とも協議しながら、他エリアへの展開について可能性を探っていく。また、福祉施策やスクールバスとも連携した町全体の移動手段の確保にも努める。

(2) 健康に暮らせる地域づくりの推進

高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう保健、医療、福祉、交通など生活支援の充実を図るとともに、生涯にわたり健康で元気な生活できるよう健康増進の取組を強化する。

また、「あったかふれあいセンター」を地域福祉の拠点として地域のニーズや課題に対応した多機関と連携した重層的な支援を行うとともに、見守りや生活課題に対応した住民主体での支え合いの地域福祉活動の充実に向け取組を推進する。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
あったかふれあいセンター利用者数(集い) (6施設合計)	13,951人	15,000人

① 地域福祉の拠点を活用した包括支援体制づくり

包括的な支援体制づくりの事業として、重層的支援体制整備事業を令和5年度より実施している。あったかふれあいセンターを中心としたこれまでの事業に加え、「多機関協働」で重層的な支援を実施していく。あったかふれあいセンターの6拠点がそれぞれ住民の身近な場所となり、交流を通して住民活動の活性化や住民同士の支えあいの仕組みを構築する。また、困りごとを放置せず、あらゆる個別課題、地域課題に取り組むため、専門職など多機関と連携し、多様な住民の参加のもと、自助・互助を進め、制度サービスにつながらない人への支援や工夫ある地域の取組に発展させる。

課題である人材不足による事業継続に留意しながら、事業を推進していく。

② 医療専門職との連携による健康づくり

黒潮町版地域包括ケアシステム構築の一環として幡多医師会と連携し、あったかふれあいセンター事業の「訪問」や「相談」の中で医師につながっていない人を早期に発見し、医療へつないでいく。他の専門職との連携や既存の取組への助言をもらうことで疾病の早期発見や重症化予防など、質の高いサービスの提供につなげていく。

（3）地域ぐるみによる安全・安心のまちづくり

自助・互助・共助による地域のあり方は、南海トラフ巨大地震とそれに伴う津波災害の場面においても重要な考え方であり、平時から地域において住民同士が互いの役割を認識し、互いに支え合う地域防災の強化・充実を図るとともに、防災基本計画に基づいた取組を展開して、安心安全に暮らせる災害にも強いまちづくりを目指す。

また、災害時に津波被害の少ない高台への宅地造成の取組を進め、安心して住み続けることができるまちづくりに向けた環境整備に取り組む。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
自主防災活動に取り組む組織数	62地区	62地区（維持）

（4）未来技術を活用した暮らしの向上

新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変革や人口減少・少子高齢化に起因する社会課題に的確に対応するため、国のデジタル田園都市国家構想にも対応した

まちづくりビジョンとして、デジタル技術を活用した目指すべき町の将来像を示す「黒潮町デジタル化推進計画」を策定し、本町の持続可能なまちづくりを推進する。

更には、急速なデジタル技術の進歩に伴い、これまでとは異なる手法による課題の改善や解決への道筋が可能となっている。本町においても、生活に密接に関わる地域課題の解決にデジタル技術を積極的に活用していき、デジタル化の浸透を推進して有用な情報に公平に安心してアクセスできる環境を構築していく。

また、本町では、令和3年6月に「黒潮町ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、再生可能エネルギーを導入するなど地域資源の循環や有効活用を行いながら、脱炭素社会に向けた取組を推進し、自然の恵みあふれる本町において、先人から受け継いだ「ふるさと」を次の世代へしっかりとつなげるよう、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指し、その実現に向け再生可能エネルギーの活用など、脱炭素への取組を推進する。

重要業績評価指数（KPI）	基準値（R5）	目標値（R9）
デジタル技術を活用したサービスの開発数	50業務 R4～R5の合計	10業務 R7～R9の合計
町内全体の再エネ供給量	887,719kwh	30,761,207kwh

① デジタル社会の構築

人口減少・少子高齢化などの従来からの課題に加えて、感染症の拡大により生じた様々な課題に対応するため、デジタル技術を活用しながら「新たな日常」への対応を進め、住民が安全で安心して暮らすことができ、豊かさを実感できる社会の推進を図るため、行政手続きのオンライン化など、令和4年11月に策定した「黒潮町デジタル化推進計画」に基づき、総合戦略の基本目標に合致する事業にも取り組む。

② 脱炭素社会に向けた取組の推進

本町では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言し、住民や産業界等とも連携して地球温暖化防止に向けた取組を進めていくこととしている。2050年を見据え脱炭素化を図り、持続可能な地域を実現させるため、黒潮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）に基づき、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進める。

本町は、環境省に認定された「脱炭素先行地域」の計画が令和5～9年度の5年間となっており、この間は有利な交付金が活用できるため、公共施設を中心に太陽光発電設備や蓄電池等の導入を継続して進め、あわせて「脱炭素カルテ作成」のための戸別訪問により、住民の意識醸成及び行動変容を促進しながら、住民向け補助事業についても継続して、全域で再生可能エネルギーへの転換を図っていく。

第二部 医療・福祉基本計画 (地域包括ケア計画)

1. 医療・福祉を取り巻く現状認識と基本目標

本町では、2020年に高齢者数4,570人、高齢化率44.3%に達し、2030年には4,002人、46.5%となる見込みである。また、町の総人口も2035年には7,517人にまで減少すると想定されている。

急速に進む少子高齢化により、これまで支える側であった世代が、医療・介護のリスクの高まる高齢者世代へと流入し、支える側と支えられる側のバランスが逆転することで、これまで以上に医療・介護の提供体制の維持が困難になり、施設や在宅で必要なサービスを十分に提供できなくなることが懸念される。こうした支える側の世代の負担の増大を、出産や子育てといった次の世代に繋がる負担の軽減によってバランスを保とうとすることは、更なる少子化を招く結果となり、負のスパイラルに陥る恐れがある。

人口減少及び少子高齢化の進展は個人の問題にとどまらない社会のあり方全体に影響を及ぼすものであり、住民全員が共有すべき重要な課題である。これまで「高齢者は、支えられる側」としてきた考え方を改め、住民全員ができることをしながら支え、支えられ、のお互いさまの気持ちで支えあう、共に生きる「地域共生社会」となるよう、住民個人による自助の取組の推進及び隣近所や地区・地域による共助（互助）の支援体制を構築していく必要がある。

以上を踏まえ、本町では、①子どもから高齢者まで住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくり、②来るべき少子高齢化社会に対応した福祉のあり方である「黒潮町版地域包括ケアシステム」を構築することを本計画の基本目標とする。

2. 基本目標の考え方

（1）地域とともに安心して暮らし続けられる環境づくり

町は、これまで高齢者福祉や児童福祉に加え、壮年期の健康増進に関する取り組みや障がい児者を対象とした取り組みなど、幅広い福祉施策を講じてきた。しかし、少子高齢化社会の進展に伴う地域社会の変化により、町財政の逼迫に加え、生活課題や福祉課題が複雑・多様化していくことで、公的なサービスで十分に対応できない場面が多くなってきている。

こうした中において今後の本町の福祉のあり方を考えるとき、今一度、黒潮町地域福祉計画に掲げる「『おたがいさま』の心で彩る笑顔あふれるまちづくり」という基本理念に立ち戻り、「地域の中で困っている人を、まずは地域の中で助ける」

地域づくりを進めていく必要がある。「家族やご近所の人たちに囲まれて、住み慣れた黒潮町でいつまでも安心してくらしていける」まちを目指し、行政だけでなく地域や社会福祉協議会、NPO法人等と連携しながら取り組みの充実を図っていく。

（２）「黒潮町版地域包括ケアシステム」の構築

現在、国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年、更には団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、住み慣れた地域で希望する自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される高齢者福祉のシステム「地域包括ケアシステム」の構築を推進しており、本町においてもあったかふれあいセンターを中心とした子どもから高齢者までに対応する「黒潮町版地域包括ケアシステム」を構築してきた。しかし、複合的な課題の解決には、これまでの対応では難しく、重層的な支援体制を整備し、新たな「黒潮町版地域包括ケアシステム」を構築する必要がある。

① 重層的支援体制の整備について

地域共生社会の実現のために構築する必要がある「黒潮町版地域包括ケアシステム」を展開していく事業として、重層的支援体制整備事業を実施していく。高齢の親と無職独身の子が同居している世帯（いわゆる『8050問題』）や介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる『ダブルケア』）、本来大人が担うと想定されているような家事や家族のお世話などを日常的に行っている子ども（いわゆる『ヤングケアラー』）、ひきこもり、貧困、障がいなど様々な課題を抱え、孤立化する世帯が増加している。

重層的支援体制整備事業によって、これらの課題を抱える世帯に対して、多機関協働による相談支援を行い、必要な支援が届いていない世帯には、目的を持った訪問（アウトリーチ）を通じた継続的な支援を実施していく。

また、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズに合った就労支援などの地域資源との間を取り持ち、社会への参加支援を行う。

さらに、介護、障がい、子ども、困窮の地域づくりに係る事業を一体的に実施し、孤立を防ぐとともに、交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施していく。

② 高齢者、町（役場）、事業者、地域の目指す方向

高齢者はサービスの利用者である前に自らの生活を支える「自助」の主体である。この自助には、自ら健康づくりに取り組むといったような自己管理だけでなく、自らの金銭的負担によってサービスを購入するという自己管理も含まれている。地域包括ケアシステムにおいては、高齢者であるからといってサービスの利

ユーザーとみるのではなく、地域や社会に積極的に参画、貢献していく主体であり、そうした社会活動が「介護予防」につながっていくという認識を持つことが重要である。場合によっては、高齢者自身が生活支援サービスの担い手となり、新たな地域資源となり活躍することも考えられる。

町は、地域包括ケアシステムを構築する上で、「自助」「互助」「共助」「公助」のバランスの取れた仕組みとなるよう配慮するとともに、システムの構築に関する全体の進捗管理を行う司令塔としての役割を担っている。住民個人の抱える課題や地域の実態把握・分析を行うとともに、サービス供給の担い手となる地域資源の掘り起こし、再整理を行い、課題と地域資源との結びつきを促すことで、全体としての適正化を図っていく。こうした「地域マネジメント」の機能を担っていく上で、地域福祉計画を上位計画とした各種計画のフォローアップをしっかりと行うことで地域包括ケアシステムの最適化を目指していく。

また、町は、税負担による公助を担う基礎自治体であると同時に介護保険の保険者でもある。「公助」による支援のみならず、「自助」や「互助」による取り組みを促進するとともに、人口減少、少子高齢化社会に備えた「共助」のあり方についても改めて見直していく必要がある。

医療や介護を担う事業者においても変化が求められる。地域包括ケアシステムにおいては、医療・介護分野をはじめとする多くの専門職相互の連携が求められる。互いの情報共有はもちろん、専門職の有する知見を生かした事業が重層的に展開されていくことで、利用者の多様なニーズへの適切なサービス提供につながっていく。入院・入所者に限った話ではないことから、事業者間だけにとどまらず、あったかふれあいセンター事業など様々な場面で情報共有と専門職相互の連携を図ることで、町内のどこに住んでいても支援を受けられる切れ目の無いケア体制を構築する。

一般的に地域包括ケアシステムは、単に保健・医療・介護の問題を「共助」「公助」により解決することに限定した考え方ではなく、「自助」や「互助」などの日常生活までを含む幅広いものである。したがって、黒潮町版地域包括ケアシステムは、民間企業やNPO法人、社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員などのほか、各地区の積極的な関与により構築をしていくものとする。

③ あったかふれあいセンターが核となる仕組み

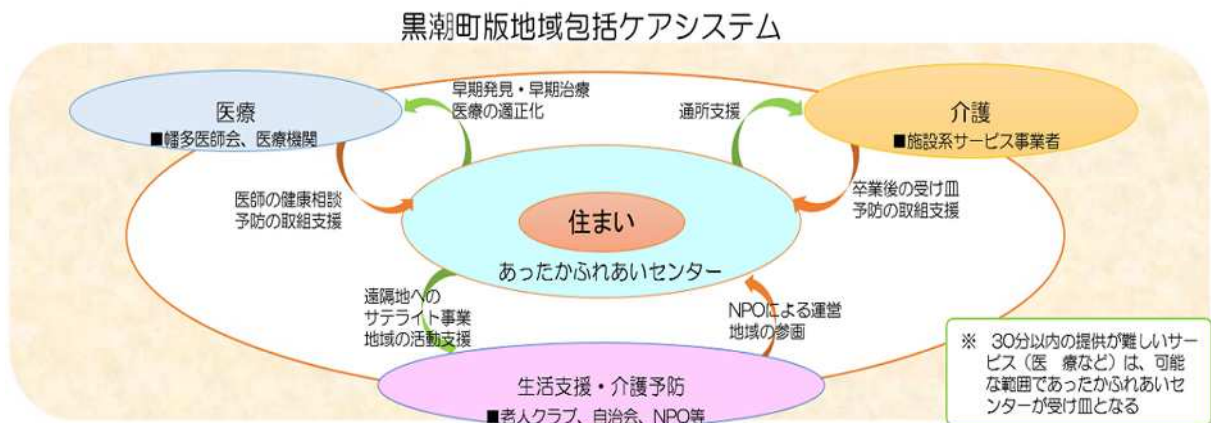
黒潮町では、「地域の自発的で自主的な活動の拠点的な施設」として、町内に6箇所のあったかふれあいセンターを整備し、地域ごとに特色のある支援サービスを実施していく。子どもから高齢者まで、誰もが居場所として利用し、また、健康増進や認知症対策などに取り組んでいる。

地域包括ケアシステムでは、医療や介護と住まいとなる地域や住まいを結びつけ、高齢者にその日常生活圏内でさまざまなサービスをトータルで提供する体制の構築を目指すものである。しかし、本町のような人口減少・少子高齢化の進む地域に

においては、どの分野においても担い手不足が深刻な状況にあり、本人や家族にとって在宅でのケアは非常に高いハードルとなっている。

そこで、本町の地域包括ケアシステムでは、医療や介護といったサービスが必要になる前の段階において、予防や早期発見・早期治療を重視した取り組みを展開し、可能な限り健康寿命を延伸することで「住み慣れた地域で希望する自分らしい暮らし」を長く続けていける環境を目指す。

そのために、本町では、あったかふれあいセンターを地域包括ケアシステムの核と位置づけ、歯科衛生士や薬剤師等の専門職の参画を得ながら様々な健康増進・予防事業を展開する。また、あったかふれあいセンターで実施する事業だけでなく、必要に応じて地域と医療機関や介護施設との接続を図るなど、切れ目のないシステムの構築を目指す。さらに、医療機関や介護施設から退院・退所した場合、地域包括支援センターやあったかふれあいセンター等が連携しながら身体機能の維持・向上や健康増進の取り組み、地域活動への参画を促進していく。



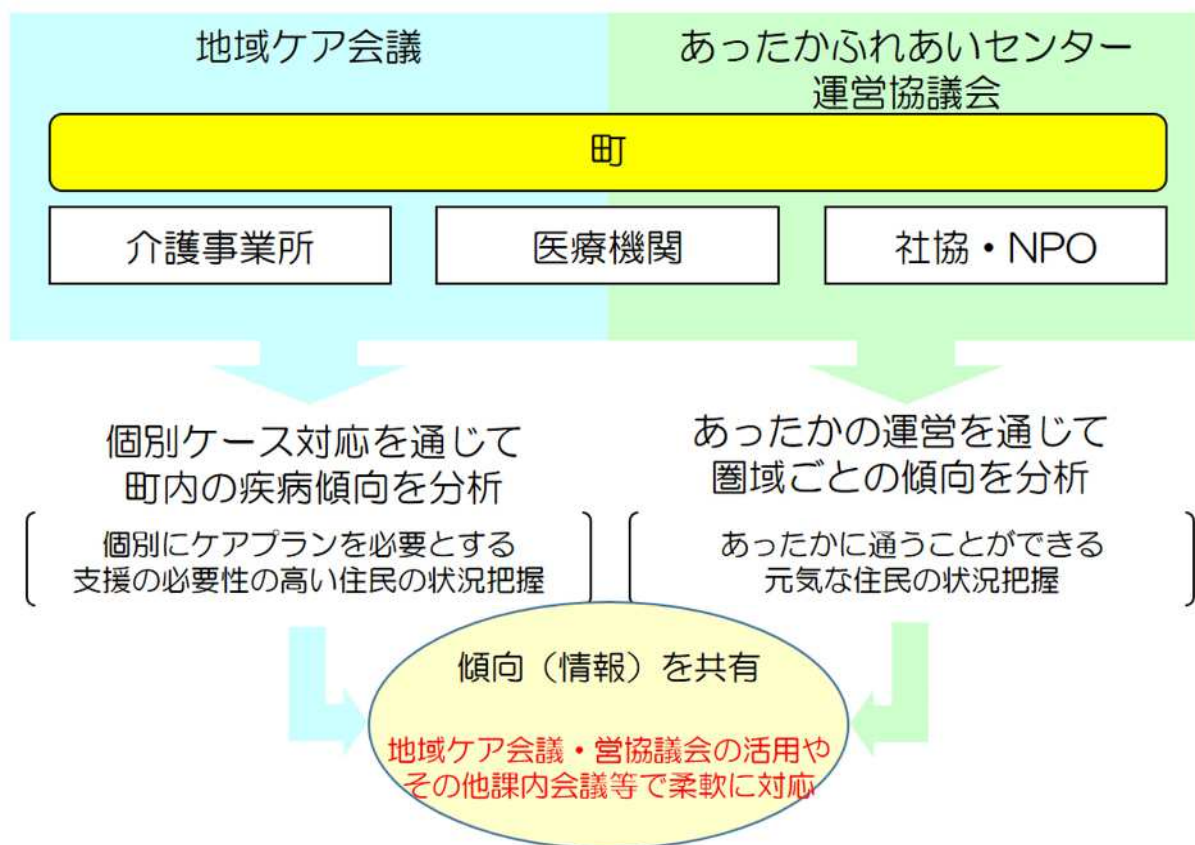
④ 黒潮町版地域包括ケアシステムにおける地域マネジメント

地域包括ケアシステムの円滑な構築のためには、自治体による「地域マネジメント」による工程管理が必要とされている。すなわち、「地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善」していくことが重要になる。

黒潮町版地域包括ケアシステムにおいては、その核として位置付けるあったかふれあいセンターにおいて、定期的に運営協議会を開催し、運営する社会福祉協議会やNPO法人だけでなく地域や町も加わり地域課題を共有し、取り組み内容の改善を図っている。

さらに、要支援・要介護認定を受けている方で在宅生活に課題のある方や、不活発な生活により廃用性症候群を起こした方については、専門職を含む地域ケア会議において検討し、介護予防や自立支援の取り組みにつなげている。

あったかふれあいセンター運営協議会や地域ケア会議で話し合われた個別課題の中で、地域課題として抽出された課題は、地域福祉計画審議会において関係者間で共有することで規範的統合を図り、地域や支援者間で協力して課題解決に取り組む。



⑤ 感染症（新型コロナウイルス感染症）に関する取組

令和元年度末より、世界中を震撼させた「新型コロナウイルス感染症」について、感染状況を見据えながら、日々変異を繰り返すウイルスへの対応について取組みをしてきた。

3年間の取組みの中で、マスクや手洗い、手指消毒、換気などの基本的な感染防止対策を継続することで感染を防ぐことができることを学び、実践してきた。

また、感染防止対策と並行して実施をしてきた、新型コロナワクチン接種については、初回（1,2回目）接種をはじめ、3回目接種、4回目接種、そして、2価ワクチン接種、小児接種用ワクチン接種について、町民が安全に接種できるよう、集団接種での調整をし、幡多医師会の協力を得ながら、ワクチン接種を推進してきた。

今後も、町民に対し、感染症に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ワクチン接種の推進を図りながら新型コロナウイルス感染症と共に生きるウィズコロナ・アフターコロナの取組みを推進し、基本的な感染防止対策を継続していく。

⑥ 地域医療体制と町立拳ノ川診療所の充実

本町の医療機関は、内科を主体とする国保拳ノ川診療所のほか、佐賀地域に1診療所（内科、精神科）、大方地域に2クリニック（内科等）があるが、診療日に限りがあること、専門外来がないこと、入院病床がないことなどから、国民健康保険被保険者や後期高齢者医療保険被保険者の約8割が近隣の市町村の医療機関に依存している。

それに加え、通院のための移動手段は、これまでに地域福祉活動の中で培ってきた地域の見守り体制や家族内での支えあいで、成り立っていたが、若者世代の町外への流出、地域の高齢化により、限られた公共交通に頼らざるを得ない状況で、高齢となった住民については、知人や町外にいる親族の休日に送迎を依頼したりと、通院日も選択が難しくなっている状況である。

このような中で、町立診療所としては、外来診療の確保を行うとともに、町内の各医療機関と連携し、町内で完結できる医療については、町内で行えるように、また、町外医療機関を退院したのちの在宅医療・地域医療を支える体制を構築するために町内の3医療機関との連携を強化していく。また、対面診療を補完する診療方式として「オンライン診療」の可能性についても検討していく。

3. 本計画とその他計画との関係

本計画は、第1次黒潮町総合振興計画（以下、「総合振興計画」という。）に代わり、黒潮町の新たなマスタープランとなる黒潮町総合戦略を構成する。したがって、総合振興計画が担っていた他の様々な計画に共通する課題とその基本的な考え方・方向性を示すという横串機能を引き継いでいる。

ただ、黒潮町総合戦略（創生基本計画を除く。）は、法律の根拠によるものではなく、戦略を着実に前に進めるべく、組織の業務管理に重点をおいて策定する本町独自の取組である。本計画の記載内容が、各種法律等に基づいて策定されている他の計画と明確な上下関係に立つものではなく、方向性が異なっているからといって何らかの強制力が働くものではないことに留意する必要がある。

本計画はあくまで、本町の福祉・医療分野を通じて共通の課題となっている人口減少・少子高齢化社会に対し、どのような方向性を持って業務に取り組むのかを示すものである。

1. 地域とともに安心して暮らし続けられる環境づくり

(1) 地域福祉の充実

少子高齢化社会の進展に加え、若い世代の都市部への流出に伴う核家族の増加など、家族内・地域内の支え合いが希薄化してきている。山間部を中心に地域行事の実施が難しくなる地域が出てくるなど、地域の活力の低下が顕著である。また、こうした状況は、個人の事情や地域の特性によって様々であり、福祉をとりまく環境が年々複雑・多様化してきている。

本町においては、「『おたがいさま』の心で彩る笑顔あふれるまちづくり」を基本理念に掲げ、町と地域住民、社会福祉協議会、NPOが連携し“あったかふれあいセンター”事業を核とする自助・共助による地域福祉に取り組んできた。当初目標としていた町内6カ所のあったかふれあいセンターの整備が完了し、事業による成果も出ている。引き続き、このあったかふれあいセンターを核に、町と地域とが連携しながら地域の状況に応じた課題の解決を図っていく。その際、すべての住民が地域の担い手であり受け手でもあるとの認識を共有しながらお互いの不足するところを補い合う地域づくりを心がける。

課題として、介護人材だけでなく、障害福祉サービス事業所、あったかふれあいセンターなど地域福祉を支える事業所は、いずれも人的資源が不足している。福祉の仕事の魅力を伝える広報などはもちろん、人材を補うデジタルの活用やボランティアの育成に重点を置き、持続可能な黒潮町の福祉を構築していく必要がある。

	実績（R5）	目標（R9）
あったかふれあいセンター利用者数（集い）	13,951人	15,000人

① あったかふれあいセンター事業の推進

令和2年度にあったかふれあいセンター白田川が整備されたことにより、町内に6カ所のあったかふれあいセンターが、地域福祉の拠点となり、町内を包括的かつ横断的に活用できる場所となっている。

あったかふれあいセンターの存在を一定数の住民は知っているものの、「高齢者の集まる場所」としてのイメージが先行しており、子どもから高齢者まで、障害の有無を問わず誰でも利用できる場所としての周知を図っていく。また、アウトリーチ型の訪問、介護予防、関係機関へのつなぎ機能を十分に生かしながら、地域福祉の充実を図っていく。

② ボランティアの育成

ボランティアは、地域を支える存在としても非常に重要であり、地域福祉の向上、福祉の人材不足を補う上で不可欠な存在である。ボランティアセンターとして社会福祉協議会がボランティアの育成やボランティア団体の活動が継続できるよう支援に取り組んでおり、ボランティアフェスティバルや中高生を対象とした夏休みボランティア体験などを実施し、町内のボランティア活動について学べる機会を提供している。

ボランティアポイントの活用など、デジタルを活用したボランティアの増加、モチベーションの向上に取り組み、今後も社会福祉協議会を中心に育成等を実施し、町はこのような社会福祉協議会の活動を支援していく。

③ 自殺対策の実施

第3期高知県自殺対策行動計画によると、自殺の原因・動機別では「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」等となっている。「健康問題」の内訳では、最も多いのが、「うつ病」とされている。そこで、本町の自殺対策としては、健康づくり婦人会、健康づくり推進委員、民生児童委員など各地域に会員等がいる団体を対象に研修会を開催し、各地域に自殺の危険を示すサインに気づける方を一人でも多く増やしていくことで自殺を未然に防ぐ環境づくりを引き続き進めていく。さらに役場職員への自殺対策の研修を行い窓口での予防等へつなげていく。

④ 見守り体制の拡充

高齢過疎化に伴い、家族間や住民同士の関係性が薄れることで、町内でも認知症高齢者が行方不明になる事案や、詐欺被害、金銭搾取などの権利侵害を受けるケースが発生している。このため、地域の中で支援が必要な方を見守る仕組みや、組織づくりを行うことを目的に、平成23年度より、地元の民間事業者が日常業務の中で町民に関する何らかの異変等を察知した場合に、速やかに町に連絡する見守りネットワークシステムを構築し、これまでに43の事業所・団体と協定を締結した。

今後も、町内の事業所・団体に見守りネットワークの取組を周知し協定締結を促進するとともに、周知啓発用のステッカー等の掲示物を活用し、協定締結事業者への再度の協力依頼や、町民に対する活動の啓発にも取り組む。

⑤ 南海トラフ地震への対策

川崎学園や町内の地域災害支援ナースとの意見交換会を実施し、医療救護所等を実際に見て意見をもらうことで、感染予防や状況に沿った対応や柔軟な見直しが必要であることなどが課題として見えてきた。

今後も、これまで構築してきた川崎学園・四万十市立市民病院・くぼかわ病院・地域災害支援ナースとの関係性の継続を図るとともに、一緒になって取り組める機会をつくりながら、連携体制の強化を図る。

加えて、災害時に自力で避難することが難しい「避難行動要支援者」の避難支援について、実際の避難行動へと結びつけるために、一次避難所や福祉避難所へのお試し避難訓練を実施する。1年間に10件を目標に、福祉避難所の訓練と連動させるなど工夫を行い、最終的には総合防災訓練などで地域で自主的な訓練が実施できるように取り組みを進めていく。また、必要な要支援者が避難等に必要な物品を県補助金を活用しながら整備していく。

⑥ 介護人材の確保

2040年には全国で57万人の介護職員が不足するとされている。黒潮町の訪問介護は、社会福祉協議会の訪問介護事業所だけでなく、他市町村の訪問介護事業所の協力を得ながら実施しているが、他市町村の訪問介護事業所廃止の影響もありヘルパーのサービス提供が不足している。社会福祉協議会の登録ヘルパーの高齢化は進んでおり、60歳以上が約7割を占めている状況は変わっておらず、近い将来介護人材が不足するという危機感は強まっている。

今後も将来に向けて介護人材の育成及び確保に努める取組が必要である。そのため、近隣市町村と連携するとともに状況に合わせて介護人材の育成及び確保に努める取組を行っていく。

(2) 高齢者支援のあり方

少子高齢化により、地域や社会の活力が低下していく状況においては、高齢者ができるだけ自ら健康を維持し、趣味やサークル活動、見守り等の社会奉仕活動への参画など、その活力を地域や社会のなかで発揮していくことが期待される。

そこで、高齢者の健康増進やフレイル及び重症化予防を図るため、保健事業と介護予防の一体的実施を推進するとともに、あったかふれあいセンターや老人クラブなど、地域と社会福祉協議会・NPO法人等とで取組む活動を通じた生きがいづくりを支援し、高齢者が地域で元気に暮らせる環境づくりに取り組んでいく。取組にあたっては、あったかふれあいセンターや集落活動センターなどにおいて従来実施している「自助」、「共助」の取組を尊重するとともに、黒潮町版地域包括ケアシステムの深化・推進を図るよう努める。

	実績（R5）	目標（R9）
人口ビジョンに掲げる将来展望（65歳以上）	4,676人 （住基ベース）	4,211人
新規要介護認定者数	134人	130人未満
新規要支援認定者数	61人	60人未満

通所型短期集中運動機能向上サービス利用者	33人	40人
----------------------	-----	-----

① 在宅医療・介護体制の整備・拡充

医療機関の療養病床が介護医療院へ転換し、病床数が減少している。医療機関への入院が限られる中、在宅で医療と介護のサービスを利用する高齢者が増えることが見込まれ、自宅においても十分な医療・介護サービスを受けられる環境の整備が大きな課題となっている。こうした在宅での医療・介護ニーズに対し、大方地域は四万十市の医療機関、佐賀地域は四万十町の医療機関がそれぞれ提供する訪問看護ステーションを利用することが多いが、町内の一部地域では、いずれの医療機関からも距離が遠くサービスの利用が難しい状況にある。そこで、町と医療法人祥星会が連携し、町内に訪問看護ステーションを開設することができたが人員不足により廃止、その後は活動を継続するために訪問看護ステーション「であい」のサテライトとなり、医療保険のみ対応している。

在宅において、訪問看護は医療保険だけでなく介護保険での対応も必要不可欠であるため、今後も近隣市町村の訪問看護ステーションのサービス提供を受けられる体制を継続し、町民への医療の提供体制を図っていく。

また、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に常勤の医師を迎えることができたことから、今後は町内の医療基盤の強化につながるよう務める。

② 情報共有の促進

医療機関への入・退院と在宅生活との接続をスムーズなものにするためには、医療機関と在宅支援を担うこととなる介護事業所やケアマネジャーとの情報共有が重要である。高知県がとりまとめた「入院時・退院時における情報共有の手引き」に関し、関係機関の連携強化となるよう、町として必要な協力をするとともに、関係機関に働きかけていく。

また、幡多地域医療情報ネットワーク「はたまるねっと」を活用し、医療機関・歯科・薬局・介護事業所等との情報共有を図っていく。新たにオンライン診療・服薬指導等の機能が追加されていることから、情報共有のために使いやすいツールとなるよう機能改善等について提案していく。

③ 運動機能向上サービスの強化・推進

医療と介護の連携による介護予防ケアマネジメントの推進については、幡多医師会の協力を得ながら、かかりつけ医や各種専門職、通所介護事業者と連携した通所型短期集中運動機能向上サービスを実施し、セルフケアの意識向上を含む身体機能を改善する取組を継続する。

同じ目的で活動できる場づくりやリハ職の支援等により住民の自発的な予防

活動が継続できるよう取り組んでいく。

④ 認知症対策の展開

令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、これらの内容を踏まえ、認知症になることを予防し、認知症に関する知識の普及・啓発による地域で支える仕組みづくり、認知症状の早期発見や早期対応、家族介護者への支援等の取組を推進します。

引き続き、NPO 法人への委託により、「認知症サポーター養成講座」や「認知症カフェ」、「認知症介護家族の座談会」、「認知症講演会・ミニ講座」などの地域の活動を継続して行っていく。

また、「チームオレンジ」で各地域の特性に応じた活動を展開することで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような地域づくりを継続していく。

今後も、あったかふれあいセンターの把握する情報の活用により認知症予防・早期発見・早期治療につなげる取組を継続する。

GPS 機器を使用した見守り対策では、必要な方の介護者や支援する専門職に対して情報がいきわたるように広報周知することで、制度が活用されるように取り組む。

⑤ 介護施設における虐待予防の取組

令和3年4月の介護報酬の改定において、全ての介護サービス事業所が利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられた。

各介護サービス事業所で虐待防止の取組を主導する担当者を対象にした研修会を開催することで、行政と介護サービス事業所間の高齢者虐待防止に対する認識について、規範的統合がなされるように本事業を推進していく。

また、介護施設職員スキルアップ研修の参加者が高齢者虐待の防止に必要と考える意見などを踏まえながら、各介護サービス事業所で虐待防止の取組を主導する担当者を対象に研修会を開催し、介護サービス事業所内の課題や行政との連携、認識のズレ等について研修をすることで虐待予防の取組を進めていく。

(3) 健康増進の取組

本町においても、全国の傾向と同様に医療費全体に占める生活習慣病の割合が高まっている。令和4年度には、「がん（新生物）」の医療費全体に占める割合は18%（データヘルス計画）になっており、早期発見・療養及び生活習慣の改善などの

健康増進の取組みを展開し医療費全体の抑制を図っていく必要がある。

町民の健康の維持・増進を進めるにあたっては、一人ひとりが主体的に取り組むことが重要であり、行政はその環境を整えることで取り組みを促していくことが重要である。そこで、事業内容の企画・推進にあたっては、地域の様々な住民グループや行政等の関係機関がつながりを持ちながら進めていく。今後も生活習慣病予防や疾病やがんの早期発見早期治療や改善に取り組み、健康寿命の延伸を目指す。

	実績（R5）	目標（R9）
特定健診の受診率	43.6%	55.0%

① 特定健診・保健指導・保健事業と介護予防の一体的実施等

健康増進を図る上では、一人ひとりが自らの健康状態を確認し、バランスの取れた食生活と適度な運動習慣を身につけることが重要なため、以下に記載する取組を継続して実施するとともに、令和5年度より開始した高齢者が地域で健康的な生活を送ることができることを目指し、保健事業と介護予防の一体的実施の取組を進める。

国保加入者に対して特定健診・保健指導の受診勧奨に取り組むとともに、健康診断受診の習慣化につなげるため20～30代の国保加入者に係る健診費用の無料化に引き続き取り組む。

また、農業者に対して町が支給する事業支援補助金等の支給要件に特定健診の受診を義務付け、受診率の向上を目指す。さらには、受診率を向上させることにより、特定保健指導対象者を抽出し、生活習慣の早期改善へとつなげ、継続的に農業を続けられる環境づくりを目指して取り組む。

委託業者によるオンラインの保健指導も進め、時間の融通が合わない方も幅広く保健指導を受け、生活習慣改善のきっかけづくりを行う。

健診受診率向上に向け、未受診者に対しては、委託業者や保健師の電話等での健診受診勧奨により自己の健康状態を知ってもらう契機となるよう働きかけを行う。受診率向上のため、R6に骨密度測定を町内2か所で新規で実施し、待ち時間の有効活用や次回も受けたいとの希望があり、受診率向上に向けR7以降も継続をする。

② がん検診の実施

検診については、国及び県の指針に基づく取組みを進めるとともに、がんの早期発見と早期治療につなげるため、引き続き受診勧奨に取り組む。

また、待ち時間の短縮・検診会場内の環境を工夫することで、受診の負担感の軽減を図りながら受診者の増加を目指す。

さらには、受診の少ない年齢層に絞って、対象者全員に受診票を送付することにより、受診者全体の増を目指す。

R6から乳がん・子宮がん検診を同日に実施し検診受診の負担軽減を図った

め、今後も保健協会へ同時実施を依頼していく。

③ 食育の取組

食育の推進については、食生活改善推進協議会が地域食育推進事業として、IWKによる食育推進番組を継続して放映や、HPでのレシピの掲載を行い健康維持の観点から食事の重要性の周知に努める。

また、子育て世代や小中学生の朝食欠食率や一人で食事をする「こ食」児童の課題がある。子育て世代を巻き込んだ取り組みを推進し、子どもの頃からの望ましい食習慣の定着と食育の推進のため、食生活改善推進員の活動や乳幼児健診の場を活用し周知をしていく。

食生活改善推進委員、あったかふれあいセンター及び町内の各学校とも連携を図りながら子ども達に食の大切さを啓発するとともに、親子と一緒に食の大切さを認識できる教室の開催に取り組む。さらには、食生活改善推進委員が学んだ知識やレシピ等を各居住地域で、伝達する取り組みを継続して行い、食育に取り組くみを継続していく。

特定健診受診者のうち「働き盛りの年代」で、間食習慣や朝食欠食率の割合が高く、国、県と比べても、糖尿病や高血圧など生活習慣に起因するところの有所見割合が高い。このことから働き盛りの年代では、食事のとり方に課題があり、その結果、生活習慣病発症の可能性がある。食生活改善推進員の活動や特定保健指導の際に、生活習慣病予防のための周知・啓発等行っていく。

(4) 障がい児・者への支援

本町の障がい児・者に対する支援については、「障がいにかかわらず一人ひとりが輝くまち」という基本理念のもと、「健康づくりと障がいへの早期支援」、「障がい者の自立と社会参加の実現」「だれもが暮らしやすいまちづくりの推進」、「地域における支援体制の整備」という方向性に沿って各種取組を進めてきた。

障がい者支援としては、生活介護や就労継続支援をはじめとする日中活動の障がい福祉サービスの利用だけでなく、障がい特性は各々個性があるため、様々な社会参加の場を提供する必要がある。地域活動支援センター、あったかふれあいセンターといった既存資源を活用し、障がいを抱えた方が自宅に閉じこもることなく支え合いの中で社会参加ができる町にしていける。

また、障がい児支援では、年齢に応じた支援体制を構築する必要がある。ペアレントトレーニングなどの保護者支援に加え、放課後デイサービスをはじめとする障がい児通所支援のサービス利用はもちろん、発達障害の診断がついていないが、子どもの特性により学校以外の居場所がない児童がいないようNPOや社会福祉協

議会と協働し、居場所を選択できるような町づくりを行っていく。

	実績（R5）	目標（R9）
地域活動支援センター利用者数	-	15人
ペアレントトレーニング参加者数	12人	8人

① ペアレント・トレーニングや保護者交流会の実施

障がいのある子どもをもつ保護者等を対象に育児支援等を目的とするペアレント・トレーニングは、保護者が子どもへの関わり方への気持ちの整理をする場となり、保護者同士の繋がりに寄与している。保護者交流会については、保護者主導の取組として定着している状況にある。今後も、ペアレント・トレーニングの実施や、保護者交流会のフォローアップを継続して実施するとともに、ひとりで悩まない仲間づくりを目的とした保護者交流会団体への支援を実施する。

また、保護者交流会だけでなく、日常的な障がい児の居場所づくりが必要との意見が、障がい児福祉計画、子どもこ子育て支援事業計画委員会でも提案されている。町内の資源を生かす、あるいは必要な場合新たな居場所づくりを検討していく必要がある。

② 閉じこもりへの対策

生きづらさを抱えている方への相談支援体制の充実や、医療機関、社会福祉協議会、あったかふれあいセンター、保健師等によるアウトリーチ、居場所づくりとして農作業や喫茶さとう木などの地域活動支援センター活動、あったかふれあいセンター、精神ミニデイケア等にて支援体制の充実を図っていく。閉じこもり者の支援には時間を要する。多機関協働による継続的なアウトリーチと受け皿づくりを実施していく。

（５）児童福祉の充実

本町では、次代を担う子どもを心身ともに健やかに育むことを第一に考え、子どもたちが自然とふれあいながらのびのびと元気に成長できるように、また、保護者が負担や不安を感じることなく楽しく子育てに携われるようにとの思いをこめて「元気と笑顔があふれるまち」を基本理念に掲げ、各種児童福祉施策に取り組んでいる。

引き続き、これまでの取組を継承・発展させ、子どもたちの笑顔が花咲くようにあふれ、いきいきと心身ともに健やかに成長できるように、社会全体での子育て環境を充実させていく。具体的には、産前・産後を通じた切れ目のない支援体制を構築し、妊娠・出産・子育ての希望を叶える環境を引き続き整備していく。

子育て環境に黒潮町の豊かな自然を求めて移住する家族が増加している中、様々な価値観をもって移住する家庭の子どもたちが、心身ともに健やかに成長できる環境、支援する体制を構築していく。

	実績（R5）	目標（R9）
合計特殊出生率	1.62 ※独自算出	1.78
年間出生数	32人	40人以上
年少人口(0-14 歳)	818 人	730 人以上
この地域で子育てをしたいと思う親の割合 (乳児健診)	-	100%
妊娠出産について満足している者の割合 (乳児健診)	-	100%

① 切れ目のない子育て支援

出産・子育て応援交付金を活用した妊婦・子育て家庭への経済的支援と伴走型支援を開始し、保健師による妊婦への全戸訪問を実施。妊娠期からの支援を充実・継続することで、安心して出産子育てできる体制を構築していく。

妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、専門職だけでなく、母子保健推進員が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う。

令和 6 年度から 18 歳までの医療費無償化開始や、一般不妊治療費助成を開始し、町内で子どもを産み育てたいと思える環境づくりに繋がる支援を展開する。

生活課題を抱える家庭に対して、教育部局との連携は継続しつつ、社会福祉協議会、あったかふれあいセンター、幡多福祉保健所などと連携してさらなる支援を実施していく。

子育て支援について、令和 7 年度からを事業計画期間とする第 3 期子ども子育て支援事業計画の策練定において、「町内で子どもを産み育てたいと思える環境づくり」を目指していく。

② 妊産婦及び乳幼児の健診、疾病予防

妊婦健診から乳幼児健診までの各種健康診査を継続して実施するとともに、身体的・精神的ハイリスク妊産婦の早期発見・対応（保健指導や訪問支援）を行うとともに、産婦健診（2 週間、1 か月）を開始し医療機関と連携強化を図る。

さらには、乳幼児の状況を適切に把握し、関係機関と情報共有を行いながら、子育て支援や虐待予防の観点から適切な助言・支援に努める。

エキスパート事業にて効果の実績ができ、令和 7 年度から町事業として専門職の活用を検討をしていく。

③ 福祉部局と教育委員会部局との連携

妊娠・出産・新生児・乳幼児期を通じて切れ目のない支援を実施し、保健、福祉、教育機関との連携を強化することを目的に、児童相談、家庭相談、家庭支援（調査）を行う相談員を配置する。

また、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の役割について、福祉部局と教育委員会部局とで定期的に情報を共有し、切れ目のない支援体制を推進するための協議・連携が図れるよう努める。

生活課題を抱える家庭が、児童虐待等へと悪化しないよう、早期発見のため、教育委員会部局をはじめ、関係機関への研修や啓発を実施していく。

(6) 町内の医療体制の充実

本町の医療機関は、内科を主体とする国保拳ノ川診療所（※2出張診療所あり）のほか、1つの診療所（内科、精神科）と2つのクリニック（内科等）があるが、国民健康保険被保険者等の多くが近隣の市町村の医療機関に依存している。

加えて、通院のための移動手段は地域の高齢化により、限られた公共交通や親族・知人に送迎を依頼したりと、通院も選択が難しくなっている状況である。

今後、町立診療所としては、外来診療の確保を行うとともに、町内及び近隣市町村の医療機関と協力し連携強化を図りながら、地域医療体制の整備を進めていく。

	実績（R5）	目標（R9）
診療体制日数	199 日	240 日

① 地域医療体制の確保

現在、黒潮町には町立診療所として、3ヶ所の診療所（拳ノ川、佐賀、拳ノ川歯科）と2ヶ所の出張診療所（鈴、伊与喜）が開設されている。その中でも町立町営で運営している拳ノ川診療所及び鈴、伊与喜出張診療所は、平成27年度以降、常勤医師の確保ができず、「高知県へき地医療支援機構」による調整や幡多医師会等の協力により、診療体制を維持してきたが、常勤医師が不在であるため、診療日を確保することに苦慮しており、地域住民がいつでも受診できる医療機関にはなれていなかった。

そこに令和5年1月から常勤医師が確保でき、診療日や町立診療所としての体制を整備することができるようになった。今後は、町内の医療機関と協力体制を整えながら、黒潮町における在宅医療のあり方を検討していくとともに、幡多管内や、四万十町の医療機関との連携を強化し、町立診療所として黒潮町の医療を支える取り組みを行っていく。

② 情報通信機器を使用した新たな医療体制の取り組み

現在、黒潮町では町内・町外の医療機関での対面診療が主となっており、住民は医療を受ける際には、何らかの交通手段を利用して通院しなければならない。そのため自身での運転や移動が難しい場合は、すぐに受診することができず、重症化することが多くなってしまう。多くの住民が住み慣れた地域でいつまでも元気に過ごしたい思いはあるものの、そういった状況の中で、退院後に在宅生活が難しくなるケースも多くなっている。

その予防のために必要となるのが身近な「かかりつけ医」の存在であるが、町内の医療機関以外を主治医としている方が多いため、急な体調不良で町内の医療機関を受診したくても、日常の患者情報の不足や、医師不足のため、すぐに対応できないケースが多い。少ない資源の中で、町内での医療体制を確保する仕組みとして、「オンライン診療」「オンライン服薬指導」の体制を構築するとともに、医療MaaSの活用も視野に、町内の医療機関、歯科診療所、調剤薬局との連携を強化し、対面診療や対面服薬指導を補完する方法を検討していく。

2. 黒潮町版地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築にあたって、国はその構成要素として「介護」「医療」「予防」「生活支援サービス」「住まい」という5つの要素を掲げている。それらをより詳しく表現するならば、「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「福祉・生活支援」「住まいと住まい方」となるが、地域包括ケアシステムは、これらの分野に対応すべきとされている。本町は、「医療・看護」に関する取り組みについては、一定程度近隣の市町に依存している状況だが、将来、町が主体的に総合病院のような医療機関を開設するといった取り組みを目指していくことは現実的とはいえない。それよりも、あったかふれあいセンターを中心とする「保健・医療・予防」などの取り組みを強化充実させ、健康寿命を延伸させることによって、住み慣れた地域で希望する暮らしを続けていく仕組みを構築していくべきである。

第1章でも触れたとおり、本町ではあったかふれあいセンターを地域福祉の拠点となる施設として、本町全域をカバーする形で整備した。あったかふれあいセンター事業では、各種専門職の参画を得ており、その機能を最大限活用することで効果的な健康増進の取組を実施している。

また、高齢者だけでなく、障がい児者や児童を対象とする新たな黒潮町版地域包括ケアシステムの構築を進める。

(1) 「保健・医療・予防」（あったかふれあいセンターの連携拠点化）

本町のような医療機関の少ない地域において希望する自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるには、健康を維持していくことが最も重要な要素となる。

そのため、あったかふれあいセンター事業を介して町内医療機関や薬局の専門職を含めた様々な専門職が連携していくことで、効果的な予防的ケアを実現していく。

あったかふれあいセンターを活用し、認知症予防や下肢筋力トレーニングなどをはじめ、趣向を凝らした介護予防、健康づくりの取り組みが実施されている。廃用性症候群の方については、介護サービス事業所において、3か月間の集中的な運動機能向上サービスを提供しており、サービス期間終了後、あったかふれあいセンターにつながる場合も多い。

町内6か所にあるあったかふれあいセンターでの活動に参画することにより、住民同士の交流や見守りにつながっている。また、あったかふれあいセンターと行政が協力しながら、健康増進につながる健康教育の場を提供することなどに取り組んでいく。

そのほかにも、これまで実施してきた各種健康増進・医療と連携した予防事業にも引き続き取り組み町民全体の健康増進を強力に後押ししていく。

➤ あったかふれあいセンター推進事業

〔２〕「医療と看護」（医療と地域の連携）

あったかふれあいセンターでの取り組みと連携し、身近な医療機関での日頃からの見守り体制を構築するとともに、早期発見・早期治療を目指していく。必要に応じて、あったかふれあいセンターの送迎機能を活用するなど、交通弱者に配慮した仕組みを継続していく。

在宅でのケアを選択する場合、大方地域は四万十市、佐賀地域は四万十町の医療機関による訪問看護サービスの利用が可能となっている。しかし、町内の一部地域はいずれの医療圏からも遠いことから、平成28年度に佐賀地域に訪問看護ステーションを開設した。現在は、サテライトとして平日の医療サービスのみの提供となっている。今後は、近隣市町村も含めた訪問看護ステーションのサービス提供を受けられる体制を継続していく。

また、本町の住民が利用可能な訪問看護サービスは、一部医療機関が提供してくれるサービスに限られている。入退院時等の関係機関相互の情報共有のため、高知県がとりまとめた「入院時・退院時における情報共有の手引き」をもとに切れ目のないケア体制の確保をしていくよう、町内の医療機関の連携を強化するとともに、各関係機関に働きかけていく

- あったかふれあいセンター推進事業
- 訪問看護ステーションの整備
- 情報共有ルールづくり
- 認知症初期集中支援チーム
- オンライン診療およびオンライン服薬指導の体制整備
- 集いの場を活用した巡回診療の実施

〔３〕「介護・リハビリテーション」（介護と地域の連携）

本町では、介護事業所において通所型集中運動機能向上サービスを実施し、要支援者等の機能回復を促す取組を展開している。一定期間のサービス利用により身体機能が向上した後は、あったかふれあいセンター事業やさまざまな地域活動への参画を促していくことで、介護と地域との連携体制を構築していく。さらに、あったかふれあいセンターでの事業実施にあたっては、日ごろセンターを利用している利用者の機能維持や向上に資するような内容となるよう各種専門職（歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、保健師等）が連携しながら事業を展開していく。

- 通所型短期集中運動機能向上サービス
- あったかふれあいセンター推進事業

〔４〕「福祉・生活支援」サービスの整備

自宅での生活を継続していくためには、生活を持続させるための支援サービスの確保も必要になる。（ここでいう支援サービスは、家事や買い物、洗濯代行などの日常生活への支援を指す。）現在町内で運営されているボランティア団体やシルバー人材センター、各NPO法人など、既存の資源を生かすことを前提に、本町内及び近隣の市町にどのようなサービスがあるかを整理し、適切に情報提供していくことで必要となるサービスの適切な利用を促していく。

心身の状態や家族構成の変化などによって失われがちな生活機能を、ボランティアや周囲の見守りなど、より身近な支えあいにより確保していける環境をつくっていくことも重要である。あったかふれあいセンターの事業をはじめ、NPO法人や社会福祉協議会、老人クラブ、地区内の活動なども促進していく。

- ケアパス
- ボランティアの育成（社会福祉協議会への委託）
- 避難行動要支援者名簿の作成
- 見守り協定
- あったかふれあいセンター推進事業

〔５〕「住まいと住まい方」の整備

地域包括ケアシステムの前提条件である住まいの確保について、自らの生活を自らの意思決定により生活し続けるには、その生活のニーズにあった住まい、個々人の機能状態に合った住まいが確保されなければならない。したがって、その整備体制を整えていく必要がある。

住民の多くが住んでいる戸建て住宅は、マンションなどの共同住宅に比べて屋内の障壁（段差等）が多い場合がほとんどであり、加齢に伴う身体機能の低下により不便を感じる場面が多くなると予想される。現状、改修ニーズは高まっており、改修にあたっては、すでに県の制度などを利用した改修補助を行っている。より長く住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくためには、機能の維持・回復を念頭に置いた改修が重要となる。そのため、住宅改修の際にも理学療法士や作業療法士といった専門職の意見を聴く機会を確保していく。

その他、賃貸住宅等による住居に住んでいた場合には、替わりの賃貸住宅を確保する必要があるが、その際には空き家や町営住宅等を活用して、住まいの確保に努めていく。

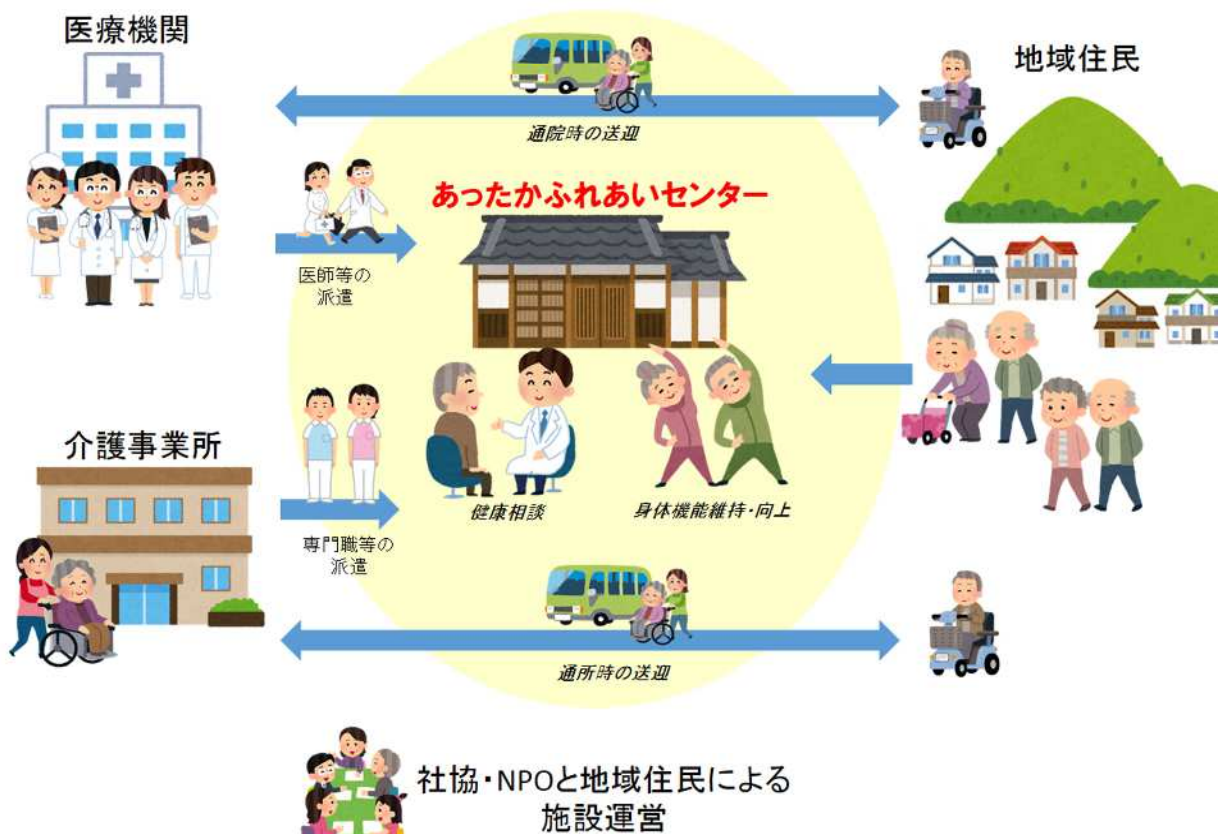
- 住宅改修への補助制度【県補助】
- あったかふれあいセンター推進事業

〔6〕障がい児者、児童等への総合的な支援の提供

あったかふれあいセンターは、地域での見守り・支え合いの地域づくりを推進し、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、生活支援サービスなどを受けることができる地域福祉の拠点とされており、高齢者に限らず、児童や若い世代、障がい児者の利用が想定されている。したがって、本町で構築を目指す黒潮町版地域包括ケアシステムにおいては、対象を高齢者のみに限定せず、障がい児者や児童などを含めた幅広いケアシステムを構築する。

- あったかふれあいセンター推進事業
- ペアレント・トレーニング事業
- 子育てサークル支援事業

黒潮町の目指す地域包括ケアシステム



第三部 教育基本計画

第1章 教育に関する基本的な考え方

1 はじめに

前回の計画策定に当たっては、「黒潮町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」「同総合戦略」に掲げる、人口減少対策、人づくり、ふるさとを次世代に引き継いでいく取組み、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるための取組みについて、「保育行政、教育行政、学校教育は何をしなければならないか、取り組むべきこと」を柱とし、本町としての教育基本計画を定めたものである。

このことを受け、令和7年度から令和9年度における本町の教育行政を進めるうえで、「教育は子どもたち一人一人の幸せのためにある」を、大きな柱としたい。

保育所では、保育所は子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期にあり、その生活時間の大半を過ごす場でもあり、子どもが望ましい未来をつくりだす力の基礎を培い、また、芽生えてくる資質や能力を最大限伸ばせるよう、環境の整備、充実が重要である。

また、小中学校においては、子どもたち一人一人の学力を向上させることが責務と考え、そのためには、一つは、知識の量として語られる「基礎学力」。一つは、「人や社会と係わる力」と学力の考え方を大きく2つに整理する必要がある。

前者は、時代の流れの変化に対応する資質や能力が必要となり、学校では常に授業改善や、教育課程の見直し等が求められることになる。

また、後者においては、友だちと関わり合う力、思いやり・やさしさ、自分や様々な事象を表現する力、見えないものを心で見る想像力など、社会を生き抜いていくために欠かせない学力であると考え、この2つを学力の両輪とし、教育における不易と流行をしっかりと見極め、保育並びに学校教育行政に取り組んで行く必要がある。

さらに、子どもたちが学校に行くのが楽しみ、友だちと一緒に勉強や運動をするのが楽しみ、そんな楽しい学校づくりを進めるためには、風通しの良い職場づくりはもちろん、学校では常に授業改善に取り組んでもらうとともに、一方では、地域や家庭の力を積極的に借り、学校、家庭、地域をあげて教育に携わることが重要である。

最後に、保育所や学校を取り巻く教育環境は、本町のみならず、やるべき内容や解決しなければならない課題、そして、SNSやネット社会による今日的課題など、多岐にわたっているが、叡智を結集して一つひとつ、前に進めて行かなければならない。

2 黒潮町の教育

(1) 知の状況

- 近年、AI 技術の進歩など情報化が急速に進み、将来、子どもたちが就くことになる職業の在り方についても、技術革新等の影響により大きく変化してくる。子どもたちが予測できない未来、変化の激しい時代を生き抜くために、従来の知識を教え込む教育ではなく、知識や情報を活用できる思考力・判断力を育む教育でなければならない。

＜「全国学力・学習状況調査」等から見えてくるもの＞

- ① 話すこと・聞くことが課題
 - ② 読み取った問題を複数の条件に合わせた記述問題に関して定着傾向
 - ③ 情報を整理し、相手に正確に伝える力に課題
 - ④ 小学校は平均を少しずつ上回ってきているが、中学校の読み取り問題に課題
- 上記の課題に対して授業の中で対話や文章、データ等から内容を読み取ったり、聞き取ったりして比較し、接続語や具体例、データの数値や学習用語などをきちんと用いながら内容を説明する場面を意識して作ることが求められる。また、日常や学校生活の中からの課題設定、子どもの気づきをもとにした課題設定を授業で仕組んでいくことも求められる。

(2) 徳の状況

- 近年、急速に進む少子高齢化社会の中で、厳しい環境にある家庭の増加など、近年これらの問題がより深刻な状況となり、自分の将来に夢や希望を持つことが難しい環境の中で子どもたちは育っている。

＜「全国学力・学習状況調査」等から見えてくるもの＞

- ① 小学生の自己肯定感が上昇傾向
 - ② 学年が上がるにつれての自己肯定感が減少傾向
 - ③ 様々な要因によって学校を長期欠席する児童生徒が増加傾向
- 小学生から中学生へと成長し、家庭や進路、人間関係等の悩みが増える子どもたちの自己肯定感を育むために、達成感を感じられる機会をつくることや、自分がよりよく生きるために必要なことを探し、目標に向かって成長しようとする向上心を育てることが求められている。
 - 小学校において 2017(平成 29)年度から、中学校においては 2018(平成 30)年

度から、教科化された道徳について、「考え、議論する道徳」の授業の充実を図る取組みが各校で進められている。黒潮町道徳教育推進協議会を開き、各校の道徳推進教師によって、「考え、議論する道徳」に向けた取組みの共有や、地域ぐるみの道徳教育を推進するための取組みについて話し合い、道徳の実践力を高める取組みがなされている。

（３）体の状況

- 2017（平成 29）年の学習指導要領(体育科)では、児童生徒の生涯にわたる心身の健康の保持増進や豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成や体験的な活動を重視し、「する・見る・支える・知る」の多様な関わり方を通して子どもたちが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことについて示している。

また、運動や健康について自他の課題を発見し、その解決に向けて思考・判断し、それを他者に伝える力を養うことも重視する内容になっており、子どもたちが自ら目標設定し、自己の体力向上や健康的な生活を送れるよう、努める授業構成が求められている。

- 近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れは、肥満・痩身・体力の低下につながるなど、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化している。また、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要となる。加えて、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、積極的に食育に取り組んでいくことが重要となってくる。

＜「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等から見えてくるもの＞

- ① 小中学校とも体力が全国及び高知県平均より高い傾向
- ② 保健体育の授業の満足感が高い
- ③ 小中学校男子の運動習慣が平均より高い傾向
- ④ 学校給食の導入により、身体づくりの基礎が安定

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果において、黒潮町は小中学校とも体力が全国及び高知県平均を大きく上回っている。質問紙では、「運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることは好きですか。」「(保健)体育の授業は楽しいですか。」という問いに対して肯定的に答えた児童生徒が県や全国と比べて高い結果となっている。その中で、小学校では体育の授業外でランニングや体操を行っていることや、地元のスポーツクラブに所属していると回答した児童が多いこと、中学校では運動部

に所属していると回答した生徒が多くなっている。今後は、ICT を効果的に活用することにより、児童生徒が身体の動かし方を自ら考え、ポイントやコツを見つける探究的な授業展開の工夫が求められる。

- 学校給食が、2013（平成 25）年 5 月から町内の全校に広がり、安全・安心で、栄養バランスの取れた給食を提供することによって、健康的な体の育成につながっている。さらに、栄養教諭による食育指導、生産者との交流や給食、保護者対象の試食会などを行い、望ましい食習慣を身につけ、食生活が様々な人に支えられていることを学び、感謝する心を養うなど、食を通じた教育を実施している。

（４）就学前教育の状況

- 幼児教育（就学前教育）は、「生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なもの」（教育基本法）であり、「保育所保育指針」等に基づき、各保育所等の創意工夫を生かした質の高い教育の実践が求められている。

＜保育現場の声等から見えてくるもの＞

- ① 家庭の子育て力の低下
 - ② 基本的な子育て支援が必要な家庭の増加
 - ③ 親の生活リズム（夜型リズム）からの悪影響
 - ④ 「オムツ」から「パンツ」への躰け指導が、家庭から保育所任せの増加傾向
 - ⑤ 「食べない」「寝ない」「言っても聞かない」等、最初からあきらめる家庭の増加
 - ⑥ スマホアプリ等を活用した子守家庭の増加
- そのため、保育所保育指針の確実な実施による教育内容や指導方法の改善・充実、人間関係を広げ体験や学びの充実に向けた保育所間交流、小学校教育との円滑な接続、保育業務の ICT 化が求められる。また、直接的・具体的な体験をさらに豊かにするための ICT の活用や、教職員の資質向上に向けた各種研修を構造化し、効果的な実施、各ステージに応じた研修機会の確保など、自己評価・関係者評価等の実施による運営の改善等の取組みが求められている。

（５）校種間の接続・連携

- 児童生徒に対する教育は、乳幼児期から小・中・高までの 18 年間を通じた育ちと学びの中で、その資質・能力が育成されなければならない。そのため、校種間の連携・接続が重要であり、特に、その後の子どもの成長に大きな影響があるとされる、保・小・中の学びを接続させることが重要と考える。

- 幼児教育と小学校教育においては、教育課程の構成原理など様々な違いを有することから、とりわけ義務教育の開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」は、保・小が意識的に協働して子どもの発達や学びをつなぐことにより、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要である。

＜保育、学校現場の声及びアンケート調査等から見えてくるもの＞

- ① ゆとりある校舎の活用
- ② 少人数による人間関係の固定化、刺激不足
- ③ 職員一人あたりの業務量の増加
- ④ 教育施設等（公園、文化施設 等）の不足
- ⑤ 子どもたちは黒潮町が好きだが、高校卒業後は県外志向
- ⑥ 地域の人への手の足し過ぎで、子どもたちの途中の経過の認識不足
- ⑦ 子どもたちの課題意識から出発した総合的な学習の時間の工夫の必要性
- ⑧ 佐賀中学校区の、小中一貫教育の研究の推進

（6）教科横断的・探究的学習

- これからの社会は、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめるウェルビーイングの考え方が重要視されており、個人と社会のウェルビーイングは私たちの望む未来であり、共通の「目的地」とされている。
- 到達に向けて「人間は感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていけるのか、という目的を自ら考えだすこと」や「答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見出したりすること」など、人間本来がもち合わせている価値や強みを生かして、「予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる」ことが必要とされている。

＜「全国学力・学習状況調査」等から見えてくるもの＞

- ① 課題解決への取組みは全国平均より高い傾向
- ② 課題解決に向けた取組みを学校全体での実施
- ③ 学習等で身に付けた課題解決力の応用は、全国平均より高い傾向
- 21世紀型の資質・能力の育成、すなわち、「令和の教育」は、一つの教科等をもって単独で深められるものではなく、教育課程を構成する全ての教科等が、それぞれの役割を果たし、連携と横断によって成果を上げる取組みが求められている。
- そのため教科横断的な視点をもって、教育内容を組織的に配列していくカリキュラ

ム・マネジメントによる「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業改善が強く求められる。

(7) 教育環境の整備

- 当町の小中学校の耐震化は2017（平成29）年度をもって全て終了しているが、今後は照明器具や屋内外における老朽化対策、脱炭素化、バリアフリー化などの対応が迫られている。
- 当町の多くの文教施設も老朽化が進み、そのため、2021（令和3）年3月に「黒潮町教育施設長寿命化計画」を策定している。この計画に基づき、施設の現況を確認しながら、各施設の長寿命化に向けた取組みを進めているが、今後も財政状況や適正な学校規模等も考慮しながら進めていかなければならない。

3 基本理念

教育の原点である学校教育では、子どもたちの中にある能力を伸ばすこと（自己の成長）と、子どもたちの中にあるやさしさを広げ、人や社会とのかかわる力（協働する力）を伸ばすことで、これからのグローバル社会を生き抜く力（創造する力）を育成を目指す。

これらの力の育成は、「黒潮町総合戦略」に掲げる、人口減少と地域経済の縮小を克服し、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立し、2060年に黒潮町人口6,800人程度を目指すことができる人材の創出に直結するものとする。

したがって、本計画における教育理念を、引き続き以下のように定める

「成長」	「協働」	「創造」
I	We	Can

- （成長）一人ひとりが本来持っている可能性を開いていける力の育成
- （協働）ともに生きる人々に対する思いやりや包容力を持つことができる力の育成
- （創造）願いを現実のものとして実現していくことができる力の育成

4 目指す児童生徒像

- 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって歩める児童生徒
- ふるさとへの愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、未来を切り拓く児童生徒
- 多様な個性や生き方を認め、互いに尊重し高め合い、協働し合える児童生徒

5 基本目標（目指す児童生徒像を実現するための基本目標）

- 基礎学力の定着と、人や社会と関わる力を伸ばす学びの展開
- 基本的な生活習慣の定着と、健やかな身体の育成
- 豊かな心の育成と、多様性を尊重する教育の展開

6 基本方針

- 急速に変化する予測困難な今後の社会を生き抜く力を育成する教育の推進
 - ① 個別最適・協働的な学びの一体的充実に向けた授業づくり
 - ② グローバル人材の育成に向けた言語活動の推進
 - ③ 社会とつながるキャリア教育・職業教育の推進と、進路指導の充実
 - ④ 地域や高知県の伝統・文化・歴史等を学ぶ
 - ⑤ 主体的に地域や社会参画を行い、社会的な課題解決等に取り組める人材の育成
 - ⑥ 生涯にわたる心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフの充実
 - ⑦ 就学前教育・保育の質の向上
- 多様な背景、特性、事情等を踏まえた教育・支援の推進
 - ① 自尊感情や他者への思いやりを育む道徳・人権教育の推進
 - ② 切れ目のない子育て・親育ち支援と教育の推進
 - ③ 特別な事情を抱える家庭への支援及び不登校対策の推進
 - ④ 必要に応じてSC、SSWなど、外部の専門家等の活用の推進
- ふるさとキャリア教育を核とした、各種プロジェクト等の推進
 - ① 地域の環境を活かした自然体験や校外・園外活動の推進
 - ② 地域産業や地域の祭りの伝承活動等の推進
 - ③ 地域食材への興味関心を持たせる取り組みや、地域食材を利用した食育の推進

- ④ ふるさとキャリア教育の小中学校9年間の「キャリアノート」の活用の推進
- ⑤ 教職員の意識改革、業務の効率化・削減の推進
- ⑥ 小中一貫教育や義務教育学校等の研究及び児童生徒数や地域の実態に応じた学校規模の適正化の検討

第2章 教育に関する基本的な考え方

1 プロジェクト

(1) 「ふるさと・キャリア教育」プロジェクト

このプロジェクトは、本計画の核である。黒潮町が目指す児童生徒像実現のため、学校、地域、家庭及び黒潮町行政全般を通じて、子どもたちの「ふるさと教育、キャリア教育」に総がかりで関わる。そのことを通じて児童生徒の自己有用感や自己肯定感を向上させる。その実効性を高めるために、地域と学校をつなぎ、地域の教育資源（人、モノ、コト）を掘り起こし、授業や生涯学習活動での活用を図りながら、「ふるさと・キャリア教育」を一体的、総合的に推進していく。また、学校と地域をつなぐ「地域コーディネーター」を配置する。

○ 「ふるさと」を学ぶ

地域の産業や歴史・文化を学ぶ中から、地域貢献意識や社会貢献意識を持った児童生徒を育成するため、地域全体で「ふるさと・キャリア教育」の推進を図る。

具体的には、地域の環境を活かした自然体験や校外・園外活動、地域産業（手漉き和紙、天日塩、鰹のたたき、稲作など）の体験活動を地域と保育所、学校、保護者が一体となって取り組む。

○ 「ふるさと」で学ぶ

各地区に残る祭りや踊り、年中行事などを映像で記録保存（番組化）したものを活用したり、児童生徒が体験学習を行うことで、ふるさとへの誇り意識の向上と地域の歴史や文化の保存及び継承を図り、観光、移住誘致など各種施策にも活用する。体験学習の様子は IWK-TV などでも放送し、児童生徒や地域住民が番組に出演することや、児童生徒の活動の成果を具体的に披露する場を設けることで、自己有用感や自己肯定感、ふるさとへの帰属意識の向上を図る。

また、町内には貴重な文化財などもあるが、知る機会が少ないことから、まち歩きツアー（仮称）などを行い、まちの魅力を再発見できる機会を計画する。

○ 「地域の食材」に学ぶ

食は生まれてから一生涯人間について回るものであり、特に児童生徒の時期の食生活、食習慣や食材の経験は、その後の味覚、ひいてはふるさとへの愛着意識にも大きく影響するものである。保育所、小中学校における給食は、引き続き地域に根ざしたものであるために、地場産品の活用を推進していく。

また、生産活動や産物と学校給食を関連付けるために、生産者や地域の農水産業、加工産業との連携を図る。

○ 「未知のキャリア」を学ぶ

キャリア教育に関しては、地域人材の活用だけでなく、町外、国内外で活躍しているその道の専門家を招聘し、町内では見聞や体験できないキャリアの世界に児童生徒が触れられる機会を設ける。それらの経験を通じて、時代とともに仕事の形態は変わり、新たな産業創出の可能性は常にあることを理解させ、チャレンジする意識を醸成する。

○ 副読本の充実

小学校 3・4 年生対象の黒潮町のことを学ぶための社会科副読本「わたしたちの黒潮町」は、令和 2 年度 3 月に改定され、教員が指導するに当たって教材のコピーや活用が図られやすいようにデジタル化を行った。今後さらに活用を広げられるように副読本の改定の準備を進める。

○ 学びの足跡化

ふるさとから豊かな生き方を学び、自分の進路や適正を図り、学びの記憶を思い出として手元に残すことによって、ふるさとへの愛着や貢献意識を育成する。小中学校 9 年間の「ふるさと・キャリア教育」の学びの足跡を残すために生活・総合等で学習したことを「キャリアファイル（ポートフォリオ）」やデータに保管し、事前事後の学習の際に活用を推進を行う。

○ 命の教育

児童生徒がいじめや暴力で命を失わないための人権教育・啓発、地震津波などの自然災害、交通事故や不審者など人が関係することへの安全教育が重要である。

そのため、「命の教育」を基本とし、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、人権教育や防災・安全教育の推進を図る。

具体的な事業としては、これまで同様、学校、地域と連携した人権教育、防災教育・学習、避難訓練、それらに関する研究の他に、通学路安全対策連絡協議会、子どもの命を守り生きる力を育む黒潮町民会議を開催する。

(2) 切れ目のない子育て支援と教育プロジェクト

当町の子育て支援策は、妊娠期からのスタートが中心である。子育て支援を、子どもを育てる義務が生じた人、あるいは義務のある人という一面的な捉え方に終わることなく、その後の子育てを豊かに進めるためには、将来親となる一人一人が、そもそも正しい育ちをしておくことが重要であると考ええる。

かつてであれば、それらは各々の家庭で身につけた知識や技術であったが、家族形態の変化により現代ではそのことが困難な家庭が多くなっている。

そのため、このプロジェクトでは、小学校や中学校、高等学校での保健の時間など

を活用した基本的生活習慣、生活リズム、早寝早起き朝ご飯、運動等の教育活動、保護者や家庭への支援と教育を切れ目なく実施する。

また、専門家の支援を得ながら子育てに関する保護者教育を充実させ、福祉施策と連携した教育、啓発等講座、講演会等を実施する。

○ 保育所、学校における家庭教育を充実させる

具体的には、特に乳幼児を預かる保育所において、専門家の支援を得ながら子育てに関する保護者教育を充実させる。それらは福祉施策と連携した教育、啓発等講座、講演会等とする。小中学校においても基本的生活習慣が身につけていない現状がみられ、発達段階に応じた保護者への教育活動を保育所同様充実させる。

○ 訪問型子育て・教育支援を行う

保育所に入所していない家庭や、講演会、講座に参加しない家庭には、その策が届かない。これを解消するために、福祉部門と連携して在宅保育（子育て）の訪問型支援を行う。

○ 子育て支援員等を養成

子育て支援員の養成は、保育所における人材確保という目的もあり、高知県などが主催する研修会修了者には受講費の補助をする。

○ カリキュラムを通じた連携・接続の実施

目指す子どもの育成に向けて、保小中連携・接続研修会、連携・接続活動、保小中連絡会等を計画的に実施し、専門家の指導のもと見直しを図る。

（３） 地域総がかりふるさと教育啓発プロジェクト

子どもたちへの教育は未来への投資であり、その恩恵は自身の子どもの有無に関係なく受けるものである。したがって、未来を担う子どもたちの教育は大人の責任であり、この地に住む者全員（総がかり）で取り掛かるべきものである。

○ 「チーム学校」の構築

複雑化・多様化した様々な課題等を解決し、児童生徒の生きる力を育むため、教員同士や外部専門家等との連携・分担する体制を整備する。

チームとして学校を運営するための方策として従来通り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、看護師等を必要に応じて配置する。

○ 学校と地域の連携

学校と地域の連携・協働の更なる推進のため地域コーディネーターを配置する。町民の活動では、各種イベントの運営に協力し人の役に立つ体験を通じて、地域社会に参画・貢献する力を育成するために、ボランティアスタッフを募集し活動ができる場を設定する。

○ テレビやマスコミの活用

児童生徒や町民の活動がテレビで流れることの効用は大きいものがある。いずれの取り組みも最大限 IWK-TV の番組として放送する。一方で、児童生徒自らが、黒潮町に関する TV 番組を制作し、IWK-TV で放送することで、地域のことを深く知りふるさに誇りを持つ意識を大きく育てるものになる。番組の長短に関わらず、子どもたちが作成したテレビ番組を積極的に IWK-TV で放送する取り組みを行うほかに、インターネットを活用した情報発信により移住や観光施策、産業振興にも波及効果をもたらすよう、関係機関と連携した取り組みとする。

(4) 教員が十分に子どもと向き合う時間を確保するプロジェクト

教員が本来教育にかかる業務に集中できる環境を整えるために、学習支援員や学校校務員の配置や業務委託、校務支援システムの効果的な活用などを図る。

○ 教員の多忙化の解消

校務事務の効率化を図るため、校務支援システムの活用方法を充実させていく。黒潮町とシステムが重複しないように十分注意をしながら、新たな機能を活用していく際には、導入までの流れを検討する。あわせて教材や授業準備の効率化、指導力の向上を目的に、ICT 機器の整備充実を図る。

○ 人的配置を行う

各校の学力向上のため、教育研究所長、ALT、会計年度任用職員（学習支援員、学校校務員等）を必要に応じて配置するほか、教職員の多忙化解消のために、共同事務支援室を設置し事務効率を図る。

○ 業務委託の推進

校務業務における学校行事の準備や片付け、環境整備など、外部委託が可能な業務については、委託を進める。

○ 適正な学校規模についての研究

現在町内の小学校は 7 校、中学校は 2 校であるが、令和 8 年度から小学校は 6 校と

なる。引き続き、児童生徒数や地域の実態に応じた学校規模の適正化、小中一貫教育、義務教育学校等、地域にとっての学校の在り方や地域の関わり方について研究する。

○ 教育 DX の推進

ICT は個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するうえで必要なツールであり、これまでの実践と適切に組み合わせて有効に活用することが重要である。主体的・効果的に ICT を活用しつつ学びの充実を図るため、デジタル教科書・教材や授業支援ソフトを積極的に活用する。また、学校連絡ツールの導入や ICT 支援員を配置するなど、学校現場を支える体制を整える。保育所においても、お便り、登降所管理等 ICT を活用し、保護者の利便性の向上、保育士の事務処理負担軽減を図り、保育士が子どもたちと関わる時間にゆとりを持たせ、質の高い保育につなげていく。

第四部 防災基本計画

1. 基本的な考え方

2012年3月に、南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の推計が、内閣府及び高知県から公表された。その内容は、最大震度が7、最大津波高が34.4mという極めて厳しいものであったが、黒潮町は、いかなる困難な状況に直面しようとも、まず住民の命を守るということを大原則とした取り組みを進めてきた。

「あきらめる」ことからは何も生まれない。それよりも、過去幾度となく繰り返された南海地震の甚大な被害からも、決してあきらめることなく「ふるさと」を再生してきた先人の経験に学び、現在の科学的知見による地震・津波のメカニズムをしっかりと理解し、一人の犠牲者も出さないための南海トラフ地震・津波対策を完成させることが何よりも大切であり、今を生きる私たちの責任である。

「あきらめない。揺れたら逃げる。より早く、より安全なところへ。」を共有の言葉とし、「避難放棄者」を出さないという基本理念をもって各施策に取り組んでいく。

(参考：黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方)

また、南海トラフ地震・津波以外の一般災害に関しても、黒潮町は災害が発生しやすい自然条件下にあり、県と共に、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきた。しかしながら、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失うことも起こり得る。

そこで、町においては、自然災害の防備に対しては、自然的な立地条件などに基づく科学的な対策並びに社会的な災害誘因を含めた総合的な見地から、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ住民の命を守るための対策を最重要視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。

(参考：黒潮町地域防災計画)

2. 重点を置くべき事項

(1) 南海トラフ地震・津波対策

南海トラフ地震・津波対策を進めるにあたっては、命を守る⇒命をつなぐ⇒応急期⇒復旧・復興それぞれの段階で取り組みを進める。その際、いずれの段階においても、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、町民が一体となって、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じていく。

地震から命を守るための備えは、まず住宅の耐震化、家具転倒防止対策が命を守る施策の根幹となる。住宅そのものの耐震化は、耐震診断の無料化、耐震設計、耐震改修への上乗せ補助により著しい進捗がみられた。今後は、現在の住民負担を維持できるよう国の制度を活用した住宅の耐震化を推進するとともに、さらなる耐震化率の向上に向け、耐震化をためらう理由の分析、新たな対策の検討を進める。屋内の家具転倒防止対策に関しても、地域での協力をえながら、対策を推進していく。

津波から命を守るための備えは、これまで進めてきた避難路の整備や避難タワーの設置により避難困難地域が理論上解消できている。今後は、地域ごとの災害特性（到達時間や津波の高さ、浸水予想範囲など）に応じた対策を検討しながら、いかに避難行動へ繋げていくのかが重要である。南海トラフ地震・津波災害は、広範囲への被害が想定されており行政単独での対応には限界がある。それぞれの地域で命を守るためにどういった行動が必要か、地域の中で課題を共有し、検証を重ねていくことが重要である。地区防災計画活動を通じて、地域の議論を促し、あわせて、自力での避難が困難な要配慮者についても、個別避難計画を中心とした避難の方策を検討し、より良いものにしていく。また、津波浸水区域に所在する福祉施設については、難確保計画の作成や避難訓練の実施等、ソフト対策面で健康福祉課と連携して、施設管理者を支援していく。

被災後に重要な要素となる情報の伝達手段に関し、本町が独自に整備を進めてきた情報通信インフラ、通信ネットワーク環境を最大限活用した効果的・効率的な実施に努めていく。命を守る上では、特に発災から72時間の対応が重要であり、迅速な情報収集・発信、災害対応へとつなげることが必要である。DXをはじめとした最新のデジタル技術等の活用を模索し、情報の精度と職員の運用能力の向上に努め、地震・津波による犠牲者ゼロを目指す。

命をつなぐための備えとして、迅速な応急活動や医療救護活動を行うための体制整備を進める。早期の道路啓開に向け、町内の建設会社との連携、県の道路啓開計画における町内の防災拠点施設へのルート確保、被災直後の迅速なルートの確保に向けた対応を引き続き行っていく。避難所の耐震化、備蓄倉庫への備蓄品整備を進めるとともに、地域住民による自主的な避難所運営が行えるよう訓練等を行いながら、避難所運営マニュアルの検証・見直しも行っていく。また、傷病者への医療救護活動が確保されるよう、協定を結んでいる医療機関との連携訓練の実施や必要な医療救護所への医薬品の整備に引き続き取り組む。

復旧・復興への備えとして、平時のうちから地域住民との協働による復興の基本的な方針を検討し、あらかじめ復旧・復興に向けた合意形成の土台を作ること、被災地域の特性、被災住民のニーズに即した復興まちづくりへとつなげていく。

令和6年8月8日、運用開始から初の南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）が発表、令和7年1月13日にも2回目となる調査中が発表されるなど、

臨時情報に対する防災対応や有効活用する対策も重要となる。「黒潮町「南海トラフ地震臨時情報」に係る防災対応方針」を必要に応じ見直すとともに、避難行動要支援者名簿に係る個別避難計画に活用するなど、要配慮者の事前の避難に活かしていく。

（２）一般災害対策

近年頻発している記録的な集中豪雨等は、大規模な土石流や深層崩壊などこれまでの常識を超えた災害を引き起こしている。高知県下でも、平成26年8月及び「平成30年7月豪雨」の豪雨・土砂災害が甚大な被害を及ぼした。

地球温暖化に伴う気象状況の激化や、突発的に発生する激甚な災害に対しては、既存の施設や町主体の対策のみでは対応できない。災害対策を今後も維持・向上していくためには、住民主体の防災対策を進めていく必要がある。

本町の土砂災害警戒区域等の該当地区においては、土砂災害への対策を地区防災計画の項目として位置づけ、地区ごとに対策を検討し、「自主避難計画」を作成した。今後も住民が自分たちの地域特性を理解し、起こりえる災害に対する認識の共有を図ることで、自助、共助を基本とする土砂災害対策を講じていく。また、学校での防災教育プログラム（台風・大雨洪水・土砂災害防災教育）にも積極的に関わっていく。

（３）総合的対策

町全体の防災力の向上を図るためには、町をはじめとする公的機関が災害発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取組を進めるだけでなく、地域住民が自らの生命を守る取組や地域内で支え合う取組を進めることが重要である。黒潮町防災は、自助、共助、公助それぞれが機能し合い、互いに連携することで構築される。

今後、町をはじめとする公的機関においては、国、県や各防災関係機関との連携強化を図りながら、黒潮町地域防災計画に基づく防災体制を構築していく。また、地区の住民が中心となって防災訓練に取り組むことで、自助、共助による防災のあり方を目指していく。

地域の消防団は、防災にかかる重点事項全てに関わる重要な存在であり、平時から地域の担い手とならなければならない。しかし、近年の少子高齢化により消防団員の確保・維持が課題となっている。対策について消防団と協議しながら団員の確保に努めて行く。

また、地域防災の役割を担う消防団が、地区の防災等の協議に参加するよう促していく。

1. 南海トラフ地震・津波対策

(1) 命を守る取り組み

地震及び津波による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策や津波から逃げるための対策が重要であり、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、避難路や緊急避難場所の適切な維持管理等を行うとともに、津波の発生を伝えるさらなる情報伝達手段の構築を進める。また、あらゆる避難方法に関する対応を排除せず、可能な限り避難の選択肢を多く持つ対策を検討する。

安全な住宅地の創生については、地域住民の合意形成や町の財政負担等に注視し、国の防災集団移転促進事業や他の制度による住宅地の整備を模索する。その一つとして、今後、建設が進む高規格道路の発生土を利用した高台の創出を検討していく。また、社会福祉施設等における防災対策として、避難行動要支援者、要配慮者の入所する施設に対して、施設管理者へ施設・設備の安全確保対策の実施を促すとともに、町としても必要に応じて支援、協力を行う。

現在進めている地区防災計画の取り組みを継続し、各地区の課題につながる活動としていく。引き続き、地区サロンでの講防災話や学校教育と連携を図りながら、防災が日常にある防災文化の創造を目指す。

	実績（R6）	目標（R9）
木造住宅耐震化戸数	1,269 戸	1,570 戸
ブロック塀の安全対策実施数	214 箇所	275 箇所
家具転倒防止対策実施数	337 件	430 件

① 耐震事業

地震への対応については、地震直後の強い揺れによる建物、コンクリートブロック塀の倒壊、家具等の転倒から身を守るため、今後も木造住宅耐震事業、ブロック塀対策、家具転倒防止対策を推進していく。

木造住宅耐震等について、平成31年度より戸別訪問を休止して以降、減少傾向となったが、近年の資材費・人件費高騰等をふまえて改修費は令和5年度より補助金の増額を行った。また、能登半島地震等、近年頻発する地震により、住民の関心が高まり制度利用者は増加しているため、機を逃さないよう取り組みを進めていく。そのうえで、現在の設計事務所・工務店の業務過多により耐震事業進捗に影響がある場合は、新たな事業者の発掘等を検討していく。

家具転倒防止対策については、令和3年度より補助内容を拡充したが、実施件数

が伸び悩んでいたため、令和5年度は防災地域担当制を活用し、地域と共に推進した結果、大きく申請数は伸びた。一方、ガラス飛散防止フィルム等の施工業者の育成が課題となっている。

また、南海トラフ地震等の大規模災害時における避難所の確保のため、新たな施設の掘り起こしを、耐震化とあわせて検討する。

② 避難道等整備事業

避難路の整備や津波避難タワーの建設など命を守るための避難空間の整備は完成し、町民の意識も「避難をあきらめる」から「避難すれば助かる」という意識に変化している。今後は、地区からの要望があった路線の内、新規避難道整備基準を満たす、真に必要な路線に関して整備を行っていく。

③ 防災施設改修、維持補修

整備された津波避難タワーや避難路等の管理台帳を基に、日常的な管理や簡易な修繕は各地区での対応とし、それら以外の構造物の改修、補修等については町での対応となる。令和4年度には、地域担当職員と各地区が合同で避難道・避難場所の点検を行い、修繕必要箇所や日常管理に関しての取りまとめを行った。この点検結果を基に対応の優先度を踏まえた計画を立て修繕等を進め、費用が単年に集中することのないよう管理台帳を活用しながら計画的に予算化していく。

④ 地区防災計画策定

防災地域担当職員制度による町と地域住民とが協働した実践的な対策を継続して推進する。各地区での防災に関する取組では、町と京都大学防災研究所とが連携してコーディネートする役割を担い、地区防災計画活動を支援する。令和6年能登半島地震で発生した孤立集落や外部からの支援が届き難い状況を鑑み、各地区における「1週間の自活方法」の模索を進め、そのための資機材等の整備を計画的に行っていく。地区防災計画は、計画書の策定だけが目的ではなく、その策定過程を通じて地区住民が地区の防災について認識を深めていくことが重要である。そうした観点から地区住民の共通認識の発展、深化させていくよう内容をブラッシュアップしていく。また、その内容について検証し、引き続き地区の実情や特性を踏まえながら、取り組みの弱い地区にはテコ入れを行う等、支援強化を行う。

⑤ 他の部局との連携

災害を自分のこととしてとらえ、地震や津波に対する正しい知識と行動力を町民一人ひとりが身につけるための防災教育・学習を推進する。引き続き学校教育での黒潮町防災教育プログラムを進め、子どもたちの学びが、各家庭・地域に反映され

るよう取り組みを進めていく。社会福祉施設管理者による各施設の防災対策の状況について、ハード、ソフトの両面から実態を把握するとともに、必要に応じて対策の強化を促す。また、町の防災部局と福祉部局とが連携し、各施設における南海トラフ地震防災対策計画の作成・修正を促し、南海トラフ地震臨時情報への対応及び、長期的な避難を想定した町内施設間の連携、介護職員の応援派遣等の体制構築を推進する。さらに、津波による浸水の恐れのある地域に所在する施設の高台移転について、必要に応じて支援・協力していく。

避難行動要支援者名簿に係る個別避難計画については、引き続き、福祉部署と連携し、訓練等を通じてより実効性の高いものに仕上げていく。

⑥ ICT防災減災対策

公設公営でサービス提供を行っていたインターネットは令和6年度より公設民営化をしており、将来的には全施設の譲渡も検討をしている。災害時の情報通信インフラの確保については物理的な被害を考慮して町内を張り巡らせている光ケーブルだけでなく、スターリンクなどの新技術の活用など複数の手段を確保することが必要である。

また、災害対策本部・支部用務を円滑化するため、職員用の端末をデスクトップから持ち運び可能なノートパソコンへと変更し、執務室内も有線と無線の両方で業務ネットワークに接続できるよう整備していく。

整備している機器の使用方法については定期的にマニュアルを更新するとともに、誰でも使用できるように定期的な訓練を行っていく。

自治体DXの推進に合わせて、さまざまなデジタル技術が発表されており、新技術を活用した防災減災対策のブラッシュアップを行っていく必要がある。デジタルの強みである災害時の情報発信、情報収集、情報整理などを重点的にICT化を図っていく。

⑦ 「南海トラフ地震臨時情報」への取り組み

令和6年8月に発表された臨時情報に対する防災対応を活かし、町の体制や対応方針を見直し「黒潮町「南海トラフ地震臨時情報」に係る防災対応方針」修正した。

今後も、訓練等により必要に応じ見直しするとともに、避難行動要支援者名簿に係る個別避難計画に活用するなど、要配慮者の事前の避難に活かしていくとともに、避難所の環境整備に努める。

また、地区サロンや各種集会等を活用し、町民への臨時情報の周知も行って行く。

(2) 命をつなぐ取り組み

まず、迅速な災害対応には早期の道路啓開が必要である。国道等の幹線道路は高知県道路啓開計画に基づく対応が基本となっており、町内の建設会社も応急期にはその対応が優先される。その後の対応として、町道等の道路啓開作業への繋がりを検討しておく。

未耐震施設となっている避難所については耐震化を進めるとともに、避難所運営マニュアルを整備し、訓練検証することにより災害時の円滑な避難所運営を目指す。また、緊急避難場所や避難所において必要な資機材等整備を進め、環境を充実させていくことで避難者の身体的、精神的な負担の軽減を図る。併せて、備蓄品、防災倉庫の整備についても対象者の意見を聞きながら、避難生活を想定した整備に努める。

また、地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、防災拠点施設や災害時の医療救護活動体制の整備を進める。その取り組みの一つとして、カーボンニュートラルと連動した自然エネルギーによる電力確保も推進していく。

応急対応能力を高めるため地震発生後の被害を想定した初動体制を確立するための訓練を実施する。

	実績 (R6)	目標 (R9)
防災拠点施設整備数 (消防屯所)	7 箇所	8 箇所

① 道路啓開計画検討

南海トラフ巨大地震発生後には、揺れや津波により各地で道路の寸断や断絶が発生し、負傷者の救助や救出、物資の輸送等に支障が出ることが想定される。高知県道路啓開計画では、防災拠点に至るルート of 早期復旧を優先する方向で計画が平成28年2月に策定された。

計画の実効性を確保するためにも、日ごろからの国・県を交えた町内建設業者との協議を進める。また、大規模災害時の町内建設業者と町災害対策本部との通信を確保する機器を整備し、訓練等により通信網を確保するとともに機器使用の習熟を図っていく。

② 避難所環境整備等

耐震化できていない町有施設や地区保有施設に関して、耐震診断を実施し、順次耐震工事を進める。耐震化された施設については、避難所として指定し地域防災計画に反映するとともに避難所運営マニュアルを作成し、資機材の整備を図っていく。さらに、避難所の生活環境を抜本的に改善するよう、国・県のさらなる支援を求め、

町財政に注視しながら進めていく。一時避難場所についても、地区防災計画の取り組みの中で協議を行い、風雨を凌ぐための必要な整備を行っていく。

また、発災後に避難者のみで避難所運営ができるように、避難者管理や物資管理などについてのICT化を検討していく。

③ 備蓄倉庫、備蓄品整備

避難者が比較的多いとされる緊急避難場所については、地区と協議の上で備蓄倉庫を整備している。

また、主要の避難所を中心に食糧、飲料水、その他生活用品の整備を行ったが、備蓄品を更新する際のローリングの仕組みや全備蓄品を配備するための容積不足が課題となっている。そのため、デジタル技術などを活用した包括的に管理できる仕組みを構築すると共に被災時における支援、救援物資の受け入れを含めたスペースの確保等のため、防災倉庫などの施設整備、物流事業者等との協定の締結などを目指す。

県の備蓄方針に基づき令和4年度に「黒潮町備蓄整備方針」を策定し、主要品目の最低3日分の備蓄（流通備蓄含む）等を定めた。

食糧については、現在1万人の避難者に対する1日分の備蓄を整備しているが、整備方針に基づき、流通備蓄を含む3日分の確保の検討や、その他の整備品の充足を進めていく。

④ 防災拠点施設（消防屯所）の整備

災害時の地域における救援物資の受入、保管体制や救助、消火活動時の情報伝達の迅速化を図るための防災拠点施設の整備を進める。また、平時から拠点施設を活用した消防団、地域住民による自主防災活動を行うことで災害時の連携体制強化を図り、災害に強い地域づくりを目指す。

⑤ 医療救護活動体制の整備

連携協定団体と災害時の医療体制の連携訓練を実施し、医療救護計画の実効性を図る。また、町の詳細な行動計画の策定や医薬品の充実について引き続き取り組む。

(3) 復旧から復興

大規模地震発生後の対処としては、被災後間もない応急期対策の段階から本格的な復旧計画を経て、各地区の個性、被災特性、被災住民のニーズに即した復興まちづくりを進めることとなる。したがって、復興を見据えた応急期、復旧期の対応を検討しておく必要がある。

大規模な被害が懸念される津波浸水地域では、発災前から地域の抱える自然災害リスクや地区の特性、課題に対して復興の方針や手法を住民自らが考えるとともに、関係団体の理解と協力についての合意形成が求められる。

町としても発災前にでき得る対策を洗い出すとともに、今後進められる高規格道路の計画に内包できることがあれば、国に対して要望、要請しながら復興を見据えた整備を進める。

発災後、復旧に向けて必要となる様々な機能について、あらかじめ機能ごとの必要面積の算定とその配置を事前に調整すべく平成28年度に応急期機能配置計画案を策定した。しかし、現在の計画案は町有地を中心として機能を配置しているため、応急仮設住宅用地については用地に不足が生じており、新たな用地確保について検討が必要となっている。

復旧・復興につながる応急期機能配置計画の見直し、防災・減災及び被災後の復興計画につながる事前復興まちづくり計画の策定に取り組む。

	実績 (R6)	目標 (R9)
仮設住宅用地の確保面積	73,501 m ²	155,899 m ²

① 応急期機能配置計画再検証

応急期機能配置計画を改めて整理するには、応急期機能配置計画に基づく個別計画との整合や町の復興を見据えた調整が必要である。短期的な機能については、現在の応急期機能配置計画に基づき各個別計画との整合を図り、機能の重複・不足を解消していく。長期に及ぶ可能性のある応急機能については、その後の復興計画に大きく影響を及ぼすことから応急期機能配置計画の見直しを含めた再検証を行う。現在の配置では、公有地の利用可能な用地を中心として配置しているため用地に不足が生じているが、様々な整備が進んできた現状における被災想定の見直しによる必要面積の把握、機能別の外地計画の検討を行いながら、農地を含めた民有地の活用（防災協力農地制度等の検討）等により、全体的な供給面積の充足を図っていく。

また、エリア毎の避難所収容人数の不足や応急仮設住宅用地の不足については、高知県が中心となって広域調整が進められているが、町外での避難者受け入れ・用地確保となれば、結果的に人口流出につながる懸念がある。そこで、山間地の空き家の活用や災害公営住宅の建設等様々な可能性を検討する。

② 事前整備及び事前復興まちづくり計画への取り組み

浸水しない高さを確保した佐賀・大方道路が整備されることにより、災害時の円滑な救助活動や物資輸送が期待される。また、本道路の事業化に伴い実施される周辺整備に関する今後の計画において、町として事前に津波災害に備えた防災対策に繋げていく。

被災後の迅速な復興に資するとされる事前復興まちづくり計画の策定にあたっては、応急基機能配置計画と整合性を図りながら進めていく。

令和4年度から3年間で、佐賀地域の事前復興まちづくり計画を策定した。今後は、計画策定までのプロセス等を検証し、大方地域への計画の広がりを検討していく。

2. 一般災害対策

(1) 水防対策

近年、線状降水帯や台風に伴う集中豪雨により大規模な水害が全国的に頻発している。本町は、ここ数年、人的被害や大きな物的被害を受けていないものの、気象的にも、地形的・地質的にも水害の発生しやすい条件下にある。

水害が発生した場合、人命確保及び財産の被害を最小限にするためには、迅速かつ的確な水防活動が重要であり、必要に応じ黒潮町水防計画を見直し、風水害や土砂災害に対する取組を進める。

水防等に対する防災対応を可視化するための台風タイムラインを活用し、検証・見直しを常に行っていく。

水防の改正により要配慮者利用施設の避難確保計画の作成や訓練の実施が義務化されている。さらに県により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される範囲（洪水浸水想定区域）の指定がされたことにより、浸水区域内の要配慮者利用施設が増加した。関係部署及び施設に計画の作成や訓練の実施を促していく。

	実績（R6）	目標（R9）
水害における要配慮者施設避難確保計画	17	30

① 土砂災害に対する取り組み

がけ崩れや土石流等のいわゆる土砂災害は、発生時刻・場所の特定が難しく、どの場所で危険が切迫しているか行政による把握や、避難に対する指示が困難な災害といえる。

平成30年度から令和4年度にかけて土砂災害警戒区域等のある全地区（51地区）で実施した洪水・土砂災害に関するワークショップにより、“いつ”（避難のタイミング）と“どこへ”（避難する場所）を取り決めた自主避難計画を作成した。ワークショップで検討された内容をそれぞれの地区の特性に沿った地区防災計画へ組み込みを図り、総合防災訓練や出水期に活用し、見直し等を行っていく。

また、学校での防災教育プログラム（台風・大雨洪水・土砂災害防災教育）にも積極的に関わっていく。

土砂災害対策としてのハード整備に関しては、危険箇所のがけ崩れ対策事業や治山事業等の事前対策について継続的に県へ要望していく。

② 風水害に対する取り組み

ここ数年、線状降水帯等の影響による集中豪雨などで大規模な被害が各地で発生している。また、近年の台風は勢力が強く、大型化の傾向がある。こうした風水害への対応については、気候の推移や規模を見越した早めの行動や不測の事態に備えた体制整備が有効である。行政としての対応の抜け・漏れを防止するため、職員の優先すべき行動をあらかじめ整理し、可視化しておくことで被害の最小化を図って行く。まずは、台風接近時のタイムラインの職員への周知徹底を図り、シーズン終了後には、検証・見直しを行い、より良いタイムラインへと仕上げていく。

③ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の取り組み

県により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される範囲（洪水浸水想定区域）の指定がなされ、1000年に一度起こるかどうかの最悪の事態が示され、これにより浸水区域内の要配慮者利用施設が増えた。水防法により避難確保計画の作成が義務付けられているため、関係部署と協力し、計画の作成や訓練の実施を施設に対して促し、施設利用者の避難体制構築を支援していく。

3. 総合的対策

(1) 各種計画、訓練、関係機関及び組織との連携

本町では、南海トラフ巨大地震に限らず様々な災害について国、県が策定する各種計画に沿って各種計画書の作成を進め、その内容について、町としての必要性を判断し、反映、調整しながら黒潮町地域防災計画に基づいた防災体系を構築する。

黒潮町総合防災訓練は、住民の参加率の向上を目指すとともに、全町避難訓練後の地区別防災訓練がより住民主体となるようシフトしていく。また、職員防災訓練は南海トラフ巨大地震を最優先の課題とし、その都度訓練の目的を明確にしたうえで計画性を持って実施する。

また、黒潮町総合防災訓練実行委員会の中で防災関係機関の各々の災害時の初動の動きに対する計画内容を共有し、訓練によりその対応を検証することで、自主防災会や消防団などとの連携のあり方、被災情報や指揮命令の伝達システムの確保等、被災時の動きを確認しながら実効性の高い連携体制の確立を図る。

	実績（R6）	目標（R9）
黒潮町総合防災訓練参加率	32%	45%

① 各種計画の策定、更新

町の防災に関する計画は黒潮町地域防災計画を中心として定めており、国、県の各種計画が変更、策定された場合は、その内容が町に必要な、有効であるかを判断し、必要に応じ反映する。

また、黒潮町の防災については今後も黒潮町地域防災計画を核として進めていくこととなるため、職員が理解することが重要であるが、内容が多岐にわたっており全体的な理解には至っていない。そのため、大規模災害時の職員初動マニュアルを作成し、関係する各種計画をまとめた冊子も各部署に配備し周知を図ってきた。今後は、黒潮町総合防災訓練や職員防災訓練等を通じ、黒潮町地域防災計画や職員初動マニュアルなどの各種計画の確認と更新を促し、必要に応じて修正・策定することで総合的な防災体制の構築を図る。

② 防災訓練

黒潮町総合防災訓練では、参加率を住民の防災意識の指標のひとつとしており、訓練への参加率が45%を超えるよう周知方法や訓練内容を見直していく。

また、総合防災訓練の中でも地区別で実施する防災訓練においては、地区の住民が中心となって訓練に取り組むことが、被災後に地区が主体となって活動していく

ために重要となる。地区防災計画は今後も地域担当職員を中心として構築していくが、訓練の実施は住民主体となるよう促していく。

職員防災訓練は南海トラフ巨大地震への対策、対応を重要かつ最優先の課題として取り組む。被災地の経験を活かし、業務継続計画の整理や訓練前から各部局と情報共有を図り、訓練のコンセプトや目的を明確にした上で計画性、継続性を持って実施する。訓練等により災害時における状況に対応する法律がどのように影響するかを関係部署で洗い出し、法的解釈の整理を進める。また、法律等により制限のかかる行為については、大規模災害時の判断決定をどのようにするか事前に協議し確定をする。

③ 関係機関との連携

大規模災害の対応においては、町と防災関係機関が相互に連携を図り、防災体制を強化することが不可欠であり、黒潮町総合防災訓練時に組織する実行委員会での協議により災害時における関係機関の初動対応計画の共有化を図り、訓練により実行性を高め、災害に備えた応援要請、受入れに関する協定の締結による体制づくりを進める。

また、防災関係機関との相互協力における業務遂行により、地区の自主防災会や消防団などと情報共有による連携を図れるよう、指揮命令の伝達が可能かどうか情報伝達手段の確認を行い、災害時に伝達系統が確保できるよう実効性の高い情報網、体制の整備を行う。

(2) 消防（団）力の充実、強化

黒潮町防災において縦串となる黒潮町消防団が、災害から黒潮町民の生命、身体及び財産を守るべく、より迅速かつ効果的に対応できるよう消防（団）力を充実、強化し、黒潮町の防災力を高める。

今後更なる高齢化の進展により要配慮者等の支援を必要とする者の増加が見込まれることを踏まえると、南海トラフ巨大地震のような大規模災害に対応するためには、地域の中で独立した指揮命令系統を有する実働部隊である消防団の役割はより一層重要となってくる。

災害対策においては、消火栓などの現地施設や資機材の整備と併せ、平時から消防団と消防署が連携をとりながら防災力を高めることが重要である。火災、地震、津波、風水害等あらゆる防災の中核であり、地域のコミュニティにおいても中心となって活動する消防団は、地区防災計画の策定、見直しの中でもその経験に基づいた意見を反映していくことが重要である。

	実績（R6）	目標（R9）
消防団員数	260	290

① 消防団充実強化

黒潮町消防団では、各種訓練により消火活動等の能力向上を図っているが、現場経験が少なく、即応力の維持・向上が課題となっている。今後も、消防署と連携し、より実践的な連携訓練や資機材使用の習熟を図り、さらなる現場対応力の向上を目指す。

また、黒潮町総合防災訓練での訓練内容の決定や地区防災計画の策定など、地域活動のあらゆる場面で消防団が参画していくことで地域担当職員、自主防災組織、地域住民が一体となった災害に強い地域づくりを目指す。

消防施設、資機材については、火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう消防水利の整備を進める。整備にあたっては地域の要望、消防署の意見等を総合的に判断の上、緊急性、有効性の高い箇所から順次設置する。南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、住民の生命を守り現場での救助能力を高める必要な資機材や最優先事項である消防団員自身の安全を守るための装備を各分団に順次配備していく。